

平成16年白老町決算審査特別委員会会議録

平成16年10月29日(金)

開 会 午前10時07分

閉 会 午後 4時37分

付託案件

認定第1号 平成15年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成15年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第3号 平成15年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

報告第1号 平成15年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第2号 平成15年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第3号 平成15年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

会議に付した事件

日程第1 生活環境課～総務費、民生費、環境衛生費、墓園造成特別会計

日程第2 出納室～総務費

日程第3 町民サービス課～総務費、民生費、環境衛生費、国保特別会計、老保特別会計

日程第4 消防本部～消防費

日程第5 土木課～土木費

日程第6 議会事務局～総務費

出席委員(8名)

委員長 小西秀延君

副委員長 斎藤征信君

委員 鈴木宏征君

近藤守君

吉田和子君

根本道明君

谷内勉君

議長 堀部登志雄君

欠席委員(1名)

委員 山本浩平君

説明の為出席した者の職氏名

生活環境課長 二瓶 充君

参 事 久慈幸男君

主 幹 星 貢君

生活環境係長 須田健一君

町民生活係長 大津孝典君

出納室長 小川正器君

主 幹 長 澤 英 寿 君
主 幹 熊 谷 紀 史 君
戸籍住民係長 庄 司 淳 君
消 防 長 前 田 登志和 君
土木課長 山 本 憲 次 君
主 幹 岩 崎 勉 君
事業係長 小 川 宏 榮 君
事務局長 山 崎 宏 一 君

町民サービス課長 長 野 征 幸 君
国保医療係長 本 間 勝 治 君
主 査 南 光 男 君
主 幹 越 前 寿 君
主 幹 金 子 篤 君
管理維持係長 佐 藤 克 悦 君
主 査 割 石 庄 人 君

職務の為出席した者の職氏名

事 務 局 長 山 崎 宏 一 君

主 幹 中 村 英 二 君

開催の宣言

委員長（小西秀延君） それでは、昨日に引き続きまして、決算審査特別委員会を開催いたしたいと思
います。

冒頭にですね、本日、助役が出席されないということで、その担当の課におきまして、助役に質問があ
るときには、委員会終了後ですね、委員長のほうへその旨をお伝えください。それによってスケジュール
を組み直すかどうかを判断いたしまして、助役に対する質問の時間を設けるかどうかを判断していきたい
と思います。よろしくお願いいたします。

また、事前に各課をお願いをしているんですが、特にご説明を必要なところを、本日冒頭にいただきた
いということをお願いしております。よろしくお願いいたします。

決算審査

委員長（小西秀延君） それでは、生活環境課の審査に入りたいと思います。

はい、久慈参事。

参事（久慈幸男君） 私のほうの担当のほうからご説明を申し上げます。主要施策の26、27ページ。
それから29ページ~30ページ。39ページ~41ページ。それから51~53ページでございますが、
今委員長からお話がありましたように、主要な点についてご説明を申し上げます。

まず、26ページの(2)でございますが、中核イオルの整備促進事業でございます。これにつきまし
ては、中核イオルの促進期成会を設置しておりまして、この中でですね、要望等を実施しております。更
に、15年度におきましては独自で基本計画を作ったというようなことで、1,947,000円くらい
の費用になってございます。それから(3)(4)につきましては、27ページですね、これは緊急雇用
対策事業で、国の100%の事業でございます。二つあわせて約44,000,000円くらいになりま
すが、すべて緊急雇用対策事業ということでやってございます。(3)(4)につきましては、どちらも伝
承者の育成という観点の雇用対策でございます。ご承知のとおり(3)につきましては、チセづくりをす
るという観点で作業をしております。従いまして原材料の調達から組み立てからですね、すべて行ったと。
そういうところに人員を配置したということで、チセにつきましては茅葺きの葺き替えこれが一棟、チセ
2棟を作っております。

それから(4)につきましてはルウンペという木綿の服を、女性の方が作ったということで、大変多く
の人たちが、実質全部で、二つあわせて44人の緊急雇用対策というかたちでされました。

29ページにつきましては、町内会の活動経費が従来どおりの活動経費でございます。特に説明はござ
いません。

それから30ページですね、(3)町内会の集会施設につきましては、これは朝霧区の町内会館、こ
れは町の補助で建てた会館でございます。これを町内会で維持管理しているということで、これにつきま
しての改築費用をですね、補助率3/4でございますが、これで水洗化、玄関のバリアフリーですね、こ
ういう工事を行ったための補助でございます。下のほうの防犯灯、防犯灯の設置等については従来どおり
でございます。

39ページでございますが、町民生活事務経費でございます。金額的には1,340,000円という金額になっておりますが、その中で賃金の869,000円というのがございます。これにつきましてはご存知のとおり消費生活相談員を設置しております、そのための賃金ということでございます。これにつきましては、15年度は126件の消費者に関するトラブルの相談があったと。その相談金額も43,000,000円に達したということでございます。そのうち約半分くらいは解決されていると、こういう成果が出ております。ちなみに16年度におきましても、もうすでに9月末で101件の相談件数があるということで、非常にこういう方を設置したことはタイムリーなことかなと考えております。

51ページで若干説明いたしますが、生活館と福祉館の管理運営費でございますが、一応管理費だとか、電気代、水道代等で11,000,000円くらいかかっておりますが、ご承知のとおりですね、利用者が減ってきているというのが実態でございます。

生活館については、トータルで46,000人というふうになっておりますが、昨年度と比べて6,400名くらい減っていると。これは葬儀が生活館・福祉館等で行われなくなってきたということが、大きな原因かなと思っております。ただ、地域の会館としてですね、いろんなかたちでサークルだとかに活用されておりますので、今後も利用促進に努めていきたいと思っております。ただ、ご承知のとおり、森野福祉館につきましては平成16年度に廃止をいたしました。そういうことでございます。

以上、主要な件について私のほうの説明を終わります。

生活環境課長（二瓶 充君） 生活環境関係の分について、特に説明を要する分についてご説明をいたします。

まず、69ページを見ていただきます。(5)有害鳥獣駆除対策経費です。昨年ヒグマが出没いたしました。9月8日に出没してですね、10月9日に捕殺するということになりましたが、その関係で猟友会のメンバーの人たちに朝晩のパトロール、箱あなの製作というかたちの中で、金額的には例年以上に膨らんで決算となったという状況でございます。

70ページを見ていただきます。特に説明を要する部分は公害対策費の(2)大気汚染測定事業経費というなかで、はまなすスポーツセンターのところですね、大気汚染測定局を持っておりますが、風向風速計が13年経過しました。老朽化が激しいということで、故障したために取り替えたという部分があります。これが備品購入費の部分です。

火葬場費です。これについては白老葬園の管理の部分になりますが、臨時事業の71ページになります。13,755,000円、3基の火葬炉がありますが、老朽化が非常に激しいということで1基取替え工事を実施しております。あとの2期につきましてもですね、非常に老朽化が激しいということになって、今後についてもですね、改善工事を進める考えでございます。

塵芥処理費ですけれども、73ページですね。決算委員会のほうから資料の提出を求められていまして、それに基づいてですね、今日も一部配布しましたが、A3の資料でございますでしょうか、これの提出依頼がありましたので、出していたと思っております。登別市の広域のゴミ処理に対する取組みの経費でございます。それでは説明いたします。若干ですね、配布した数値の訂正をお願いしたいのですが、15年度決算額なんですが、有料ゴミ袋の手数料53,697,000円となっておりますが、52,275,000円に訂正をお願いしたいと思います。あと2カ所訂正がございます。決算額の数値が間違っ

ございますが、それと小計の欄が、それに従いまして65,053,000円です。合計のほうで交付税算入額を追加いたしますと、76,996,000円です。

それでは説明いたします。歳出のほうから説明いたします。これがゴミ行政にかかるですね、総体の歳出経費を表しております。清掃行政事務経費、これについては46,000円。一般的なですね、旅費等の事務経費です。一般有料化経費14,469,000円。これはゴミ袋の作成経費です。次のところで一般廃棄物広域処理経費、登別のほうでの建設、焼却炉建設に伴います白老町の負担金が15年度から、正規の元金を支払っていくということになりまして、72,536,000円。維持管理負担金、これは通常のランニングコストといいますか、焼却関係の経費です。それを合わせますと登別市のほうには、248,874,000円を支出しているということになります。

環境衛生センターの業務については、振興公社に委託しておりますが、直接町民が搬入するごみ関係、それから焼却灰の処理、今までの最終処分場での水処理施設関係の処理と。そういう部分を含めた中でですね、振興公社の委託経費が31,319,000円。需用費関係もこれを含めまして、委託関係で出しておりますが13,794,000円。

衛生費関係で45,113,000円を経費として支出しております。ゴミの収集経費、3つの部分に分かれます。廃棄物、通常のごみ収集経費が66,301,000円。大型ゴミが1,386,000円。資源ゴミが26,302,000円と、合計で93,719,000円ということです。

これが通常の建設費の負担金、登別市に負担金を支出している部分を入れますと、合計で402,221,000円という形になります。下の部分についてはですね、埋め立て処分場の元利償還もありますが、その部分を足しますと426,106,000円というかたちになると。それに対しまして、歳入的にはどれだけあるのかといいますと、先ほど訂正をお願いしましたゴミ袋関係が52,276,000円。これがですね12年度以降、見ていただきますと減少している。手数料が減少しているということが挙げられます。原因としては、なかなか難しい部分があるのですが、やはりうまくゴミ袋を利用なさっているのかなど。目一杯入れて出しているのかなという部分で、私どものほうではおさえております。

そういう状況の中でですね、一般的には我々、ゴミの減量化、負担金を減らすためにですね、どうしていくかという部分、事務担当のほうでも検討しているわけですが、それに関しましてゴミの資料を見ていただきたいと思います。

ゴミ処理状況の推移という部分で、小さな数字での資料です。ちょっと見づらいところご了承お願いしたいなと思います。1番右が平成15年度のゴミ処理の数字です。数値的なものがあります。昨年度9,269t。この数字につきましては、14年度から見ましても大体横ばいということになっています。それでその下のですね、家庭系と事業系の部分で比較させていただきます。家庭系のゴミは平成15年度5,070tです。これは昨年度から比較しますと若干増えているということになりますが、平成5年の7,972tから比べますと、非常に減っております。4割まではいきませんが36%ほどですね、減っている。家庭ゴミはコンポストですとかというかたちのなかで、家庭系は皆さん努力していただいているというのが、この数字でも分かると思います。

一方ですね、事業系のゴミを見ていただきます。4,199t、平成5年から比べますと2倍以上に増えてきているということになりますね。それで、私どもなんぼ家庭のほうの、生ゴミの堆肥化だとかを進

めていまして、こういう形の中で今後もどんどん増えてきますと、ゴミの総体量は、上のほうの横ばいというかたちから、今後更に増える可能性も出てくるという感じもしております。今うちのほうの事務担当として考えている部分での問題点なのですが、先ほど家庭系のゴミの袋の使用料、52,000,000円で落ちてきているけれども、52,000,000円ほど、数値としては町民の方からいただいているという部分があります。

ところが、この登別直接搬入分。これがですね、事業系の一般廃棄物、業者が許可を貰っている収集運搬業者にですね、お願いして登別市に搬入している分なんです。それが10,313,000円なんです。ということは、バランス的に果たしてどうなのかと、直接業者をお願いする量のお金は自分でお払いますけれども、償却コストが町民と事業者を比較してどうなのかという部分についてですね、今後、検討してですね、それについては今年度中に立ち上げようとしています減量化推進審議会のほうでも議論する考えでありますが、適正な価格というのでしょうか。公平な応分の負担の価格になっているのかどうか、その分含めてですね、検討していかないと総体のゴミ量は減らないというふうに考えております。数値的な部分ではですね、そういうかたちで資料の説明は終わらせていただきます。

次に、元に戻りまして、主要成果説明書112ページです。去年は、8月にありました台風10号の流木関係で、災害対策費として補正でですね、経費の部分を挙げさせていただきました。財源としては緊急地域雇用特別対策補助金、これを充てまして、町民の方に自由にお持ち帰りいただくような仕組みをしたりして対応いたしました。北海道の分につきましては処理が終わったのですが、直轄分の海岸につきましては、開発局のほうで日高のほうから進めてきているという部分がありまして、まだ白老町の部分で完全に整理がされていないという部分があります。そういう中でですね、これは開発は開発のほうで進めていくというかたちになると思います。

これで、私どものほうの説明を終わりますが、墓園会計の部分についてもですね、引き続きの部分ですから、特に説明する部分はありませんが、終わってからですか。以上で終わります。

委員長（小西秀延君） はい、それではご説明いただきましたので、ご質問を承りたいと思います。

はい、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 29ページの一番下なんですけれども、環境衛生推進助成事業。これは臨時になっておりますけれども、これは各町内会にゴミの分別のそういうようなことを進める、清掃も含めて、環境整備ということも含めての配置だと思っておりますが、各町内会に均等に配布されているのはどうなのかということと、それからこの対応というのか、成果というのか、それをどのように見られているのか、そのことを伺いたいと思います。

それから、51ページの生活館及び福祉館の利用状況なんですけれども、先ほどの説明でありましたけれども、維持管理全部含めて11,736,000円かかっていますよね。その中で、ここの場合は利用料はどのように考えられるのか分からないのですけれども、使用手数料みたいなかたちではほとんど入ってきていないといってもいいくらいの800,000円くらいですか。これ、今後、維持管理というのはほとんど変わらず毎年かかると思うのですが、町民のいろいろな活動の場として、大きく利用されていくということなんですけれども、葬儀も減ったということで、使用料が減っているんですけれども、これを踏まえて今後どのように、維持管理しながら使用に対しての対策というのを考えていかれるのか、その点伺いたい

と思います。

委員長（小西秀延君） はい、二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 私のほうの、環境衛生推進助成事業の関係です。この助成事業につきましては、平成14年度から実施しているという中で、均等割町内会に10,000円、世帯割で200円を支出しているということです。それで今、この助成の事業につきましては町内会独自ですね、いろいろな環境衛生事業にですね、役立たせていただきたいということで支出しておりますが、15年度の実績を見てみますと、108町内会のうちですね、春のクリーン白老の参加ですと99町内会、秋は61町内会。また、クリーン白老の他に、町内会独自で実施している事業、例えばゴミ拾いの清掃活動、花壇整備、草刈関係。そういうものを含めますとですね、これも約7割近い町内会が実施しているという部分があります。

それで、いろいろうちのほうでの町内会活動の環境衛生に対する取り組みというのは、もともとそういう意識がですね、あったという部分があるんですが、非常に全町的な動きに広がってきているというふうに考えております。更にですね、私どもとしてはこれから里親制度やなんかも含めましてですね、この推進事業の関係の助成については支出していきますが、もっと独自に皆さん取り組んでいただければなというふうに考えております。

委員長（小西秀延君） はい、久慈参事。

参事（久慈幸男君） 生活館の関係でございますが、生活館の建設につきましてはご承知だと思うのですが、北海道のウタリ福祉対策事業での設置なんです。それで、これはなんなのかというとアイヌの人たちの、福祉対策のために建てたんだということで、この生活館を利用する場合にはほとんど無料と。規定はありますけれども減免でやっているというのが実態でございます。約11,700,000円かかっていますが、上のほうに書いてありますように6,175,000円ですか、これ運営費の補助も出ていると。このようなことで減免措置をしているために、使用料がですね、入っていないという。ですから生活館を使うときの使用料というのはほとんど葬儀だとかの使用料かなと思っております。そういうことと、福祉館についてもですね、同様に例えば歌のサークルだとか、民謡サークルだとか、そういうサークルの方が利用していて、ほとんど減免措置をしているという実態でございます。

ただ、今、吉田委員がおっしゃいましたように、費用対効果等を考えますとですね、今白老の財政事情を考えましても、好ましいことではないなというふうに担当課としても思っております。それで、今、白老町の全体の中で、公共施設の料金の見直しを今検討している最中でございます。これを17年度からどうするかたちで徴収するかということに、これからなっていくと思います。そういうことも踏まえながらですね、今検討していると、こういうことでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。以上です。

委員長（小西秀延君） はい、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 分かりました。環境衛生推進助成事業なんですが、先ほど課長の説明で、いろんな面で町内会独自での行事をやっているということなんですが、本当の目的というのは議会等でも説明がありましたように、ゴミの分別とゴミの減量化に向けて、それからゴミ処理施設というか、ゴミ処理ステーション等の管理とか、そういう面できれいに使われるように、また、維持管理していくための各町内団

体ごとの、そういうことでこの金額というのが作られていっていると思うのですけれども、今のお話を伺っている分ではちょっと、その趣旨から違ってきているものがあるのかなという。

私は、前に議論の中では、やっぱり各町内に環境の専門家を作っていきたいと。そういう思いには十分な金額ではないと思います。そういうふうになっていくとね。ですけれども、こういうふうに各町内会、単体ごとに配布したということだね、もうちょっと違ったかたちでの教育環境を作るとか、そういう部分での対応というのをすべきだなというふうには思っているんですが、最初の趣旨とちょっと違う方向に使われているような気がするのですが、その点はどういうふうに考えていますか。

委員長（小西秀延君） はい、二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 広い意味で、私ども説明した部分でも、眼に見える部分を今説明させていただきました。吉田委員がおっしゃるようになりますね、環境関係の部分ですとか、町内会に専門的な人をお願いするとか、それを育てていくとかという部分があると思います。本来そういうふうになっていただければなと思っております。今実際にですね、これを行政のほうでは、補助事業というか推進事業というかたちでお金を出していますが、やはりこういう環境衛生事業とかですね、こういうものは町民独自でいろんな地域の問題、それぞれの問題の中で取り組むべき問題があると思いますね、そういうものについての活動資金に充てるということになっています。その中には、今いいました環境的な教育の部分とか、これ非常に大きな部分なんです。こういうものについてもですね、是非、活用できるという分です、使っていただければと思いますが、実態としてはですね、そういうふうになっていない、そこまで行かないということです。今おっしゃっている部分の、特に教育環境の、環境学習・環境教育も含めた部分ですけれども、これを町民独自の部分で動かしていくということが、私ども環境行政をやっているものの究極の目的の部分になっていくと思います。

これをどうするかと、やはりこれについては、環境関係の町民的な組織立てをして、学習の部門とか、それには町内会のそういう専門家の人たちも集まる、環境保全の部分の人たちも集まる。部会を作ったかたちの中で動かしていくと。独自に町民の意見を聞いてやっていくという動きが必要になってくると。そういう動きの部分、今回環境基本計画の中でもですね、議論していかなければならないし、今作成中ですが、具体的なこういう町民の人たちが主体となってやっていく、その辺りのときに、この推進事業の果たしてこれでいいのか、均等割りとしてやっていくことが、この辺をやはり考える必要があるだろうというふうに思っております。

委員長（小西秀延君） よろしいですか。はい、他に。谷内委員。

委員（谷内 勉君） 30ページですね、17目ですね、町営防犯灯の維持管理費用ということと、これ電気料・修繕料ということになってはいますが、この内訳についてどうなっているのかということが1点と、電気料・修繕料その経緯が最近どのように変わってきているのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

それと、一つ。もう1点なんです、下に水銀灯の設置というようなことが書いてあるんですけれども、水銀灯なんですけれども、町の街灯としてはナトリウム灯もありますよね。ですからこの辺の地域によってそういうことが希望をいれて、選択が可能かどうか、その辺について聞きたいと思います。それと、もうひとつ、別な項目なんです、51ページ。ここに先ほど吉田委員のほうからお話しがありましたけれ

ども、生活館・福祉館に載っているんですが、北吉原ふれあいプラザだけ、別の項目として載っているんですが、これは何か別に理由があるのでしょうか、この辺についてお聞きしたいと思います。以上です。

委員長（小西秀延君） はい、久慈参事。

参事（久慈幸男君） 防犯灯の経費で、約15,000,000円。電灯料と修繕費になっておりますが、光熱水費は約13,000,000円なんです。電気代ですね。あと残りが修繕費というかたちになってございます。それで、修繕費につきましては毎年2,500,000~2,600,000円のお金がかかっておりまして、大体横ばいではないかなと思っております。

設置数につきましてはですね、ご質問はありませんでしたけれども毎年7~10灯くらい設置しておりまして、15年度では1,441灯ございます。ですから、若干ですが電灯料につきましては、これから増えていくかなと思っております。

修繕費につきましてもですね、これは例えば、町の防犯灯をかなり大きく大破したとかという場合はですね、相手方があって保障もありますけれども、分からない場合は修繕費でやらなきゃならない場合もありますので、若干上がり下がりはあると思いますが、大体毎年2,400,000~2,500,000円くらいで推移しているというのが実態でございます。

それから水銀灯についてはですね、これはずっと白老町としては水銀灯を設置して、明るいということと、電気代も水銀灯のほうがかからないのではないかなというようなことでずっと水銀灯を設置しているのが現状でございます。ただ、今、おっしゃいましたように町内会が設置しています蛍光灯、この辺についてはですね、検討したことはありませんが、今委員からお話がありましたので、再度、担当課としては切り替えができるかどうか検討したいかなと思っております。

それから51ページのふれあいプラザの関係につきましては、これは実はですね、建てた建物の本来の目的というのは高齢者の介護的な、福祉的な施設ということで補助をもらって設置しているところでございまして、ですからこれは健康福祉課のほうでこの利用状況についてですね、報告があると思います。

町民生活担当係としてですね、このふれあいプラザの管理運営費については、こちらのほうから補助を出していると。こういう管理運営をしていると、こんなような状況でございます。現状からいくとそういうことです。

委員長（小西秀延君） はい、谷内委員。

委員（谷内 勉君） ということは、別に扱っているという考え方でよろしいのでしょうかね。

委員長（小西秀延君） はい、久慈参事。

参事（久慈幸男君） 別に扱っているっていうか、これはですね、できたときからそのように決められていまして、管理運営については町民生活系のほうでやると、こういうようなことになっております。そういうことでご理解していただきたいと思っております。

委員長（小西秀延君） こちらのほうですね、もし具体的、詳細的をお聞きしたければ健康福祉課の時間帯のほうでお願いいたします。

委員（谷内 勉君） はい、分かりました。

委員長（小西秀延君） 他にございますか、鈴木委員。

委員（鈴木宏征君） 51ページの生活館・福祉館の管理運営の部分なんですが、ちょっと吉田委員と

は観点が違うんですが、やはり折角こういう施設があるんですから多くの方に使ってもらおうということが主かなと僕は思うんですよ。使用料やなんかも必要なんですが、これ先ほどの説明のように、生活館・福祉館については、生活館については運営費の補助が出てますね。そういうふうにと考えるとですね、やはり、使用料を取ることがですね、逆に、増えていく要素にはならないような。やはり今まで、少しでも多くの方に使っていただくという観点から、いろんな減免措置だとかを設けながら、ここまで来てさらに、先ほどの説明ですと、前年度から6,400人ですか。葬儀やなんかもなくなったということで減っているわけですから、ただその中で、使用者からの話の中では使いづらいと。管理人さんにいちいち鍵を借りに行ってですね、終わったらまた返すとかという、管理人さんも常時24時間いるわけじゃなくってないときもあって、なかなか貸し借りがそんなに。そういうことがあって、なかなか借りようと思っても、すぐ何かあったときに借りるような体制にはなっていないというようなこともあって、管理人の管理の仕方というのですか、そういうものを変えたらいいのではというような意見も、今管理人を置いてですね、その管理人の方に鍵を取りに行ってですね、ようするにひとつの課ではなかなか解決できない問題だと思うんですけども、ひとつはどっかの課と、教育委員会辺りといろいろ事業のやり取りをしてですね、常時空いているときは、使っていただいているときはそこに行ったら誰かがいて、自由にいいのか、使えるようなそういう体制だとか、そんなことも少し考えてみたらどうかと。

ひとつは教育委員会のほうで、児童クラブだとかありますよね、そういう場所として、生活館を使っていただくとか、その間は誰かが必ずいますよね、クラブの指導員というのですか。その方が必ずいるということになると、その方がいる間はですね、管理もお願いというか、貸し借りの管理くらいはお願いできるというような、何かそんなひとつの課で考えるなかなか解決できないんですが、いろんな課のそういう利用の中で、何かそんなうまい具合にいかないのかなというようなことも、チラッと考えたりしたんですが、あとは、管理人さんに対する報酬の問題だとか、いろいろ世間に行きますとそういうお話しも聞くんですよ。何かそういう方法として、利用していただきやすいというんですか、そういう環境作りとして考えているものがあれば、先ほども、利用者がだんだん少なくなってきているといっていますので、そういうものがあれば聞かせていただきたいということと。

69ページなんですけど、資源リサイクルの事業の中で、いまうちの町内会もですね、古紙回収をやっているんですが、ちょっと、日本製紙の受け入れができなくなりまして、業者をお願いしてやっているんですけども、いままで5~60,000円あったものがですね、10,000円とか15,000円らしいんですよ。そうしますと、今ゴミの減量化だとかとやっていて、あまりやるメリットがなくなると、逆にゴミになって出てしまうという危険性もあるなということが、今やってみて非常に感じるんですよ。

前ですと、うちらも町内会で4~5回やっているんですね。40,000円あると、年間160,000円とか200,000円とかという金額になって、町内会としてはすごく重要な資金だったのですが、今ですと1回10,000円~15,000円といったら、4回やっても40,000円~50,000円くらいなんですよね。そうすると手間だけは非常にかかるのですが、手間をかけた分だけメリットがないということになると、止めてくるような町内会が出てこないかなという心配があるんですが、これの対策として、何か考えているものがあるのかなというようなことなんです。

二つお願いします。

委員長（小西秀延君） 久慈参事。

参事（久慈幸男君） 生活館と福祉館の関係でございますが、今鈴木委員からお話しありましたように、私もどんどん利用者が少なくなっていくのが、ちょっとさびしい感じがするんですよ。折角の会館がありましてですね、全部で12館ですか。その他にですね、町内会で建てた会館が13館あるんですね。ですから25～26館が全部町内会にある。その他にあと児童館ですか、福祉館もあるということで、たくさんの会館があるんですけども、こういう中でほとんど地域の人たちが、地域の会館というかたちで利用されている。

そういうことでございますが、先ほどいったように、だんだん利用者が減ってきていると。福祉館はですね、平成14年度9,000人が利用していたんですね。1,500人くらい減っているということで、私どもやっぱり多くの人に利用してもらいたいと思っております。ですから、先ほど費用対効果の話をしてしまいましたが、これから今、役所の中では検討委員会を何回かやっておりますけれども、膨大な金を取るとかという話しにはならないと思うんですよ。地域に密着した会館となっていますから、その辺はやはり、どういうかたちで決着するかは分かりませんが、私ども担当課としてはですね、ある程度従来どおりのかたちの方がいいかなと思っております。

そういった中で、今鈴木委員が言いましたように、金の問題ではなくて利用方法を考えたほうがいいのではないかという話しですが、これにつきましては、今教育委員会だとか他の課と連携した中で、利用方法を考えたほうがいいのではないかという話しがありましたので、これについては検討していきたいと思っております。

あと、管理人の話でございますけれども、これは堅い話しですが、条例上管理人を置かなければだめだと。なぜ管理人を置かなければだめだということ、要するに公金を扱うわけですよ。使用料を扱って、それを1ヶ月ごとうちらへ納付してきてというようなこともありまして、管理人を置かなければだめだということに条例上なっております。

それともうひとつは、仮に毎月30,000円の管理費を払っているわけですが、この人たちは24時間拘束されている中での30,000円と、こんなようなことで高いか安いかは別にして、そういうような状況になっていると、こういうことでございます。

今ですね、ちょっといろいろ考えているのは、例えば、生活館まではいきませんが福祉館については、地域にですね、町内会に管理運営をやっていただくというようなことも一つの方法かなというようなことで、取り組もうかなというふうに考えているところでございます。その場合、報酬などもどうするのかということになるんですけども、この辺につきましてはある程度、これは分かりませんが、例えば使用料をただにするから、管理運営費もですね町内会でみてくださいよと。ただ、ランニングコストについては、電気だとかガスだとかいうものについては、町で払いますよというような手法もですね、良いかなというふうに思っております。そういうことで今ちょっといろいろ、17年度からですね、ある会館につきましてはそういうことでやっていきたいなということで、町内会長さんのほうへ投げかけをしているところでございます。そういった中で、町内会のほうへ管理運営を任せればですね、使用者も増えていくのかなというふうに思っているところでございます。そういうことで、徐々にそういうかたちで改革はしていきたいと思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。以上です。

委員長（小西秀延君） 二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 古紙の考え方です。古紙のシステムが変わりましてまだ1年経ちませんが、現状の中ではですね、ゴミに出てきているという状況はありません。その中でですね、これは町民の意識が古紙に対して、今までの大昭和さんの影響という中で、資源としてみんな意識してくれているという部分があると思います。その中で、今回いろいろやっている中でですね、単価的には持っていきましたらね、ほぼこれまでと同じような単価という部分ではあると思うんですね。ですから、その中でですね、取りにきてもらうというシステム、これをやりますと本当に10,000円だという部分もあり得るんですね。

それで、実は今までも大昭和さんのほうへお願いしていた時からいわれていたことは、確かに高く、いろんな部活だとかの経費とかに充てる部分で若い父母の方々がですね、一生懸命にやっているという部分もあればですね、実は今度年寄りの方が、いろいろ町内会廻るのに大変だという話の相談も受けていました。それで、今どちらをとるのかという2つの方法がありますね。ですからお金は要らないけれども持って行って資源として利用してもらいたいという町内会も結構あるんですね、今回の部分では、ですからそういう部分ではですね、どちらにも対応できると、その中で町内会でのメリットの高い方を選択してもらおうということですね、まだ1年ですから、もうちょっと見た中でですね、様子やなんかもですね、もう少し検証しなければならないなと思っております。

それともうひとつですね、直接衛生センターのほうへ各家庭の方が持って行って、衛生センターのほうでも古紙としてですね、保管してそれを資源として出すということもやっておりますので、そういうものも含めてですね、もう少し住民の方にもそういう方法がありますというようなことなどもですね、お知らせしていきたいなと思っております。

委員長（小西秀延君） はい、鈴木委員。

委員（鈴木宏征君） 会館の話して、今町内会のほうにね、管理をお願いするというような方法も検討しているという話ですので、是非、そういう方法を取っていただいて、多くの方が使いやすいような状況をですね、とっていただければと思うんです。うちは末広なんですが、末広第1、第2、第3、緑丘、緑丘福祉館ってありますね、あそこは結構利用しているんですが、末広の第2の場合はですね、小さい広場にですね、会館を作りまして、自前で作って結構そこを使っているんですよ。会館とあまり離れていないだけですが、なぜか町内会でやっているんですけれども、そういうものですね、逆に、そういうところを町内会で使ってくださいということで自由にですね、鍵を3町内会なりに預けて、それを利用するのであれば広いですし、暖房やなんかもあるわけですし、利用すると思うんですね。やっぱりそういうかたちが僕はいいのかなと思っておりますので、是非そういうかたちで進めていただきたいなと思っております。

ゴミなんですが、今いったように幌別まで持っていけばあまり変わらないという状況なのかもしれませんが、行くまでの安全上の問題ですとか、ゴミが飛ばないようにですね、きちんと管理していくとかですね、そういう問題があるものですから、どうしても安易にといったらおかしいのですが、そういうような事故がないようなことを考えると、やはり業者に来ていただいてやるのが一番いいのかなということで、うちの町内会はそのほうを選択したみたいなんですが、やっぱりそういういろんな方法の中で古紙を少しでもリサイクルするという方法を、意識の問題だといわれればそうなんですけれども、やはり

それを費用として、プラスバンドだとかクラブの費用にするとかということもやっているわけで、そこら辺の考え方、ただ単にお任せではなくて、もう少し様子をみながら対策を考えていくことが必要かなと思っています。今課長の話の中でも、様子をみて考えていくということですので、是非、そこら辺の推移を見ながらですね、折角町内に古紙に対する意識が高まっている。これを静めることなく進めるようなことを考えていただきたいなど、これは要望して終わります。

委員長（小西秀延君） はい、要望ということでしたので、他にご質問をお持ちの方。はい、根本委員。

委員（根本道明君） 大きく分けて、2点ですけども、まず26ページのイオル対策についてなんですけど、平成14年の年はイオルに対して、非常に変化があった年度だと思うんですね。イオルのことは非常に進歩して、皆さんの努力のお陰でね、国にも認められ白老には朗報が入った年でございますが、この時代にですね、僕忘れてはいけないのは、イオルのことも然りなんですけど、その中にある高橋房次さんのことがちょっと置き去りにされているのかなというふうに考えるので、そういうふうなことも、この年ですよ、高橋房次さんの土地が振興公社のほうへ移ったのは、この次の年か。そういうふうなことも置き去りにされているのではないのかなと、これは高砂生活館もプールのことを考えるべきじゃないかな。これは一般質問の内容になるかもしれませんが、ちょっとここで頭落しだけさせておいてください。

それからですね、ウタリの住宅資金のことについて、これは民生費ですね。ウタリ対策に関する民生費だと思うんですけども、この収納率が非常に低いということに対して、民生費のほうで質問しても良いんですけども、直接関係のある久慈参事のほうにですね、一応考え方がどのようになっているか、監査の説明では確か56%か53%だと、こういうような数字が出ていましたけれども。

それとですね、ゴミ問題についてなんですけど、いろいろ考え方があろうかと思いますが、事業ゴミ系の排出量が非常に多くなっていると。倍に膨れ上がっていると。一般家庭用のゴミは逆に8掛けくらいに下がっているという、先ほど二瓶課長から説明がありましたが、この事業系のゴミの種類。例えば、どういうふうなものが、僕この事業系のゴミが増えていくというのは、これは白老町のいろんな産業が、ある意味で必要なことだとは思いますが、この種類ですね、その種類に対して対策、それを考えていかなければならないと思うんですね。なぜこれが倍に膨れ上がったのかというふうなことは、大事なことは、そのゴミを分析して、どのようにこれから町内で処理できる方法があるのかということを考えなければならぬと思うんですね。一応この点について。

委員長（小西秀延君） はい、久慈参事。

参事（久慈幸男君） 2点ばかりありましたが、イオルがらみというのか高橋先生の話しにつきましては、承知しました。というより、土地につきましては土地開発公社で、年度を忘れましたが高橋先生の跡地を取得しております。今回のアイヌ民族文化祭でもですね、高橋先生を取り上げまして、ビデオも放映しまして、見た人たちの感想を聞きますと非常に感動したというようなお話をされました。再認識をされたのではないかなと思っております。わざわざ栃木県から先生の甥の方が来てですね、「非常に嬉しい」ということで帰られたということでございます。そういうことも踏まえてですね、ウタリ協会の中では、今あの場所に碑を建てたいというようなことで、来年度にはそういうかたちでやりたいという話しは、ちょっと耳打ちで聞きました。ですから、これを契機にそういうふうなかたちで、気運が盛り上がっていくのではないかなと思っております。息子の明先生の夫人高橋タカさんですけども、遺品を何点か私も見

せていただきました。あその会場でありましたように、狐の襟巻きだとか着物だとか、その他にですね、先生が非常に俳句を好きで自分で書いた俳句だとか、掛け軸だとかたくさんあります。ですからそういうような遺品などもですね、将来展示できるような場所があれば良いなと思っております。そういうことで、これはウタリ協会がある程度中心となっておりますね、そういう気運を盛り上げていくのかなと期待をしているところでございます。

ウタリ住宅の収納率の関係につきましては、これは非常に我々も懸念をしております。実際、15年度の決算では現年度過年度を合わせて、約29,000,000円ですね、滞納がございまして、非常に頭の痛いところでございまして、これにつきましてはですね、我々としては本人はもとより、今、連帯保証人のところまで文書を出して、保証人もですね、来ていただいて相談したケースもございまして。また、ウタリの相談員が直接行ってお金を取ってくると。我々もですね、直接そういう債務者のところへ行って相談をしてきたケースもございまして。そういうことで、例えばの話ですが、毎月20,000円の約束をしてですね、払っていたんですが、それを金額的に少なくしてやっていくとか、そういうかたちで努力しているということをご理解をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長（小西秀延君） はい、二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 事業系のゴミについてのご質問です。事業系ゴミといいましたら、一般的にですね、会社から出てくるですね、事務関係とかいろいろペーパーとか出てきますね。そういう部分については事業系の一般廃棄物というふうになります。実は、日本製紙さんもですね、事業系のほうのゴミがですね、町の方へ廻ってきています。というのはボイラーがですね、燃やせるボイラーを止めたということもありまして、私どものほうでクリンクルセンターのほうへ持って行って償却しているという状況も出てきてまいりました。例えばですね、食品残渣。例えばセイコーマートにいろんな食品関係を出します。出したものが戻ってきたその残渣ですね、これは事業系の一般廃棄物なんですね。またその食堂とか旅館から出てきた残渣これも事業系の一般廃棄物なんです。産業廃棄物となりますと、お弁当を作るところで、そのラインでやっている中で出てきたものは産業廃棄物で事業者が責任を持ってやらなければならないという部分なんです。今言った部分については事業系一般廃棄物ということで、私どもが受けていると。それで根本委員のほうからですね、どのように今後やっていくのか、言ってみたら減量化のほうにどういうふうな町としての対応を考えていくのかということだと思っております。

皆さん事業所関係もですね、特に都会関係になりますと簡単に事業系の部分についても受け入れない市町村もあるんです。その能力に応じてですね、対応するというのもありまして、たまたま白老町は登別市の能力があるということで受けておりますが、そうするとですね、そういう中で今事業所の方々が、減量化をするというきっかけは何かといいますと、やはりゴミが出たものを適切に処理することになるという、ある程度ですね、コストを伴わないと今のままで安ければ努力はしないんですね。そういう中でいくと、それじゃあ白老町の事業系のゴミの値段はどうかといいますと、t当たりでやったほうが我々比較しやすいものですから、登別・室蘭と比較して見ますと、登別・室蘭・伊達は今年の4月からt当たり5,000円にしました。白老町は現状ではt当たり3,000円なんです。そうすると安いんですね。3,000円ということになりますと、やはりですね、なかなか努力しなくても楽に処理できるという環境にあると思います。従いまして、先ほどご説明しました町民の負担の部分ですね、それとゴミ

の事業系一般廃棄物の減量化、これを含めた時にはですね、やはり料金の部分についてもですね、メスを入れる必要があるだろうというふうに考えています。これをやらないとなかなか事業系も減量化が進まないだろうと。町民の対する有料化を実施したことについて30%以上減量化になっている。コンポストだと何とかで皆さんが工夫してですね。そういうことを考えますとですね、やはり取り扱い検討をしていく必要がある、これが減量化につながるだろうというふうに考えています。これについては、先ほどの吉田委員の質問にもありましたが、減量化推進計画の部分でのですね、審議会の中でもですね、当然ここは議論してある程度のを組み立てなければならないというふうに考えています。

委員長（小西秀延君） 根本委員。

委員（根本道明君） よく分かりました。それですね、今課長からの説明の中で、やはりそういうふうなゴミの種類が出た場合にですね、今後考えなければならないということは、やはりよく使う縦割りじゃなくてですね、今産業経済課の方とですね、いろいろリンクした形の中で、例えば牛糞と食物残渣をですね、一緒にして何かを作るとか、それから事業系から出た、例えば魚ですかそういうものも一緒にね、作るとかそういうふうな方法、それからあるいは日本製紙のボイラーが使えないのであるならば、それをどのように働きかけるかとか、そういうふうなこともやはり大事な、この14年、15年とだんだん増えていくわけですから、そういうふうなこともやっているとは思いますが、今後そういうふうなことを進めながらやっていって欲しいなと思います。

委員長（小西秀延君） はい、二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 今おっしゃる部分、非常に私どもでは実態としてですね、これから進めなければならぬ部分、他課との連携を深めていかなければ非常にですね、ゴミの担当課だけではなかなか対応しきれない問題になってきています。というのは、今お話しありましたいろいろ町内の業者でもですね、減量化・資源化に向けたですね、取り組みをやっていただいているところが出てきました。

それについてはですね、ゴミを材料にするんですが、これゴミではなくて資源になるんですね、資源を利用して再資源したものを、企業化していくということになってきます。そうするとどうしても産業経済の部分にも関わってきます。なおかつですね、今後、企業誘致をすればいいとしても、皆さんゴミが出てくるんですね、ゴミが出てくるまでを考えたことをですね、当初から対応していただかないと、それは後始末にしてしまうと、それは全部地元の町村にですね、ツケが回ってしまうということなんです。企業誘致含めてそこまでですね、考えていく必要があるだろうというふうに考えています。

おっしゃられるようにですね、他課との連携、これをですね、深めながら今後やっていかなければならぬというふうに考えております。

委員長（小西秀延君） その他。はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤 征信君） 今まで出ていなかった部分で、2～3お聞きしたいのですが。まず、27ページの緊急地域雇用対策の補助金の問題で、ウタリ関係の金色の家並みか、その事業とそれから衣服、この服を作る、これは家を建てるということよりも、その技術を伝承していくという、そういうところにひとつの大きな目的があって許されたのだろうというふうに思う。単年度事業の費用のだと思うのですが、その目的が達せられたのかどうなのかってね、事実を伝えていくということはものすごく大事なことで、コタンの家を作るのに途中、一生懸命やっている姿も見せていただいたんですけども、人数の面でいう

と先ほど衣服の方で44人という話しがあったんですけれども、これ家のほうの関係も含めて総体で何人くらいになっていたのかどうなのかということと、それからその人たちというのは、公募というかたちで一般の町民の方々がみんな入っていたのかどうなのか、その人たちが、今後伝承とどんなふうに関わっていくのだろうと、そんなところをお聞きしてみたいなというふうに思うんです。ひとつこの予算というのは、もう景気浮揚対策は来年からなくなるといいましたかね。何かそんなような感じで、本当にここで44,000,000円というかたち、大きな額の中で目的を達成して、あとは自前でやれよ。とこういうことになるのか、そのあとも引き続き国や道の応援を得ながらまたやって行かなければならない事業なのか、その辺りどうなっているのかということがひとつ。

それから40ページ生活相談の、先ほど相当な金額を応援できたと、救済できたという話で良かったなと思っているんですが、多分生活相談、ものすごく増えていく状況にあるんだろうというふうに見ているんですが、私たちも随分係の方にはお世話にもなっているんですが、この担当の方が、例えばどこ連携を取りながら、こういう難しい問題をね、処理しておられるのか、主な部分どういうところと相談しながら、この難しい問題に対応しているのかどうなのか、その辺りお聞きしたいなと。弁護士さんもその1人なんでしょうけれども、そういう窓口が、女の方が、1人で十分なのか、もっと一つの相談を解決するためにはかなり長い日数がかかるんじゃないかという気がするんだけど、そういう中での対応というのは本当に、1人で良いのか、もっとたくさんいなくても良いのかっていう、その辺ちょっと心配するんですが、その辺りいかがかなということですね。

それと69ページの不法投棄の件で簡単に教えていただきたいのですけれども、一時リサイクルの問題があって、それで不法投棄がまた増えるのではないかといったら、あとやっぱり増えているんじゃないかなと思うんですけれども、その辺り、町民のモラルの問題と絡めて、環境審議会なんかがどんなような指摘をされているのかその辺りをお聞きしたいと思います。

委員長（小西秀延君） はい、久慈参事。

参事（久慈幸男君） まず、緊急雇用の関係でございますが、今委員がおっしゃいましたように、目的はですね、こういう国の100%の事業を受けて、伝承者を育成をしていくんだということです。これはなぜかという、伝承者がだんだん高齢化になってきて、教える人が少なくなってきていると、若い人たちに伝えていこうということが主でございます。それで、効果はどうだったのかということですね、これはいろいろ質問もありましたけれども、緊急雇用対策事業なものですから、ハローワークがございますよね、ハローワークで応募をかけたんですよ。何人応募に来たのかそれはちょっと今、調べなければ分かりませんが、実態としてはハローワークに応募をかけて、そして人数制限がございますので、アイヌ民族博物館で面接をしてですね、雇用したと、こういうようなことです。それで、私の聞いている範囲では、町内外、特に苫小牧からも数名の方が採用されて働いたと、こういうような状況でございます。

町民の方は多いのですけれども、町外の方もいるということで、その後どうなったのかということですが、全部で金色の家並み事業と、それから伝統的衣類の伝承事業、これを合わせますと当初ですね、二つ合わせて44名。こういうことなんですけれども、この人数を全部全部抱えるとまた大変な話しになりますので、実際今はですね、この方の中から3~4人の方を臨時的に雇用していると、こんなような状況になってございます。ですから残念ながら、ここで習得した技術の、多くの方はですね、またどちらかへ

行って仕事をしていることになるのかなと、こう思っております。

それで、特に金色の家並み事業についてはチセを建てましたので、チセの建て方というのは独特で、いろんな縛り方だとか、葦の積み方などいろいろあってですね、私実際行って、働いている人の話を聞いたら、「こんな体験をできて本当に良かった」という方がたくさんおりました。「本当は、ここでずっと働きたいけれども」という方がたくさんいたのですが、実際、財団も限りがございますので、踊りのほうの主要の方を何人か残して、特に若い方ですね。若い方を残して、今再雇用をしていると、こんなような状況でございます。ですから、残念ながら少数の方は辞めていかざるを得なかったと。ただ、効果はあったとこう思っております。

相談ですね、相談件数の関係でございますが、先ほども話しましたように年々増えております。それで実は、この相談員の方は、国家資格を持っている方でございます、それなりの知識は非常に持っております。ですからいろんな事案に対しても、柔軟に対応しているというのが実態でございます。それで、どうしても分からないところはですね、道の消費者センター等に専門の人がいますので、そういうところに電話をかけたり、それから時にはですね、弁護士等のほうにも電話をかけたて対応していると、こういうような状況でございます。

それで、1人で間に合うのかと、このようなお話しもありましたが、14年度から設置しておりましたけれども、週3回、臨時雇用でありました。それで、いろいろ私も仕事の内容をみますとですね、例えば電話対応等にしてもですね、「おまえ、何者だ」というような、脅迫的な電話をかけてくる方もおりました。そういうような対応をみてですね、これではまずいなと、こういうことで、16年度から嘱託職員にいたしました。ある程度身分保障をきちんとするというようなことで、今の女性を嘱託職員にいたしました。そういった中で、今対応しておりまして、今まで週3回だったのですが、週4回出てきてもらっております。原則的には、9時から5時まで週4回で来ております。年々増えてきておりますが、今、非常に能力のある方でございますので、私としてはですね、大変なことは大変ですが、今のところは1人で十分かなと判断しているところでございます。以上です。

委員長（小西秀延君） はい、二瓶課長。

生活環境課長（二瓶 充君） 不法投棄と町民のモラルの関係の質問です。この不法投棄につきましては、家電リサイクル法がですね、施行されてからですね、やはり多くなってきております。平成12年度に大体大型のもの42件くらい年間あったのがですね、平成15年ですと54～55件あたりの平均値として出てきています。ただですね、これは大きいものだけで、散乱ゴミといいまして、通常のもので、スーパーで食べた袋に入れてゴミを投げるという、そういう悪質なものが非常に多いんですね。私どものパトロール員が、毎週出ているんですが、決まったところに投げているやつがいると、そうするとカラスが突ついて散乱するというので、夜間の張り込みまでしたりしているのがあります。なかなか解決策がないというのがありまして、実は、環境審議会でもですね、不法投棄の現場やなんかを見せてですね、ひとつの課題として、今回の基本計画の中に出していくということにしているのですが、これはなかなか手取り早い解決策がないということなんですね。

それじゃ、果ては今の家電やなんだは良いんですが、最近言われています硫酸ピッチだなんだの不法投棄ですね、こういう部分も考えられるということがありますので、もうひとつは不法投棄ではないですが、

ミミズの処理施設みたいなですね、先日私どもで地域住民の力で防いだ部分がありましたけれども、この不法投棄の部分もですね、このミミズの最終処分場ということになるんですが、これを防いだ理由は何かというネットワークだったんですね。地域住民のネットワークが非常に効果を働いたと。そうするとこの不法投棄の部分もですね、全町的に何らかのそういう方法がですね、必要になってくるのではないかなと、特に悪質な硫酸ピッチあたりの部分になりますとね、どうしてもそういうものがですね、地域住民の方々と相談した中ですね、何とか対応できないかという部分をですね、今事務方で考えているところで。解決策なかなかない中で答弁ということで。そんなところでございます。

委員長（小西秀延君） はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤 征信君） まず、一番最初のウタリの伝承者という意味では、確かに家を建てる技術、あの藁葺きに技術というのはね、いつでも建てれるわけではないから、だけれども地元でそういう技術を持った人を残していきたいというそういう願いというのは、一番強いのだろーと思いますのでね、新井田さんが先頭になってやっていたやつをね、いつかそういう技術が使えるそういうときが来れば良いなと、そういうふうに残していきたいものだなというふうに思いますし、この衣服、織物の関係なんかではね、いつでも使える部分ですのでね、そういう応援団がたくさん町内にできればいいなという、そういうふうにも思うわけですけども。それは結構です。

相談員の問題で、この表を見ていましてね、相談件数のうちの来訪者が半分くらいと、後の半分の方は電話か何かでやっている。いうことをこうみますとなかなか役所へ行って、困った相談を自分の口でなかなかいえないという人たちが多いのかなと、こんなふうにも考えるわけですね。役場の敷居が高いのかなという気もするんだけど、行って自分の口で相談できるが一番いいのかなと思うのだけれども、それにしては相談する、自分の困った事情を説明するのに、そばに個室があって、相談できるというそういう受け入れ態勢がないのではないかという気がするんですね。ですから、小さくていいから、そばにそういう相談室みたいな、自分のプライベートな問題が、外へ出て行かないような、簡単にその場で行って短時間に相談できる場所というのが必要ではないのかなという感じもしているんだよね。そういう来訪者が少ないというのは、そんなところに原因がないだろうかというふうに思うのですけれども。それが考えられないだろうかと、その必要がないかどうかという、その辺りで。

委員長（小西秀延君） はい、久慈参事。

参事（久慈幸男君） 今、斎藤副委員長が言ったように、プライベートな問題ばかりです。特に多重債務なんかについてはですね、本当にありますね。ですから、役所の中では話せないことばかりあるんですが、そういったことで極力ですね、個室で話すようにはしています。今あるのは、町民サービス課の横のところに相談室があるんですよ、あそこを利用してですね、やっているというような状況でございます。ただ、今言いましたように、きちんと隔離された個室があれば一番良いと思いますが、今の庁舎の現状を見てですね、なかなか難しいというのが現状で、どうしてもあそこしかないというような状況でございます。どうしても、本当に聞こえては困るような話しは、極力こういう部屋だとかを空いていれば使うと。

ただ、町民サービス課の横がね、そういう相談室になっていますので、ほとんどあそこを利用しているというような状況なんです。あそこも上のほうが空いていたりしていることがあって、声も聞こえるかなという感じはしていますけれども、必要性は感じています。必要性は感じていますが、庁舎の今の現状を

考えるとなかなか難しいというのが現状だと、こういうことでございます。

ただ、担当している相談員もその辺は十分、分かっておりますので、その辺は例えば大きな声は出さないでお話するとかという配慮は当然しております。そういうことでご理解してください。

委員長（小西秀延君） その他、なければ次に移りたいのですがよろしいでしょうか。

それでは引き続きまして、墓園造成特別会計のほうをお願いいたします。

生活環境課長（二瓶 充君） 184ページです。これですね、185ページと186ページの2枚なんですけどこれだけを説明しても単年度の部分でなかなか見えてこないということで、今日、資料としてお配りしましたですね、白老霊園第2期造成墓地分譲の概要という資料をちょっと見ていただければと、これでご説明したほうがわかりやすいと思います。今日お配りした先ほどのゴミの資料の次についている資料ですね。平成12年度にですね、白老町の第2期の造成墓地分譲をいたしました。それで、この欄はですね、一番左の上の部分については、当初の分譲数です。4㎡、6㎡、9㎡、全部で265区画ありました。それで、この分での現状での累計、どのくらい使用料として墓地が売れたかということが、12年から15年の累計のところでは172区画売れております。23,895,000円が使用料として入っております。残りはなんぼかといいますと、右の15年度末残高のところでは4㎡は55区画、6㎡31区画、9㎡7区画、93区画がまだ残っているということ。12,663,000円。

それですね、この部分で見ていただきたいのは、大体年間20区画は売れるという状況になってきています。そうすると、93区画ですから、あと4年もしたらなくなってしまうと。非常に最近お墓の建設が進んでおります。D地区の部分についても見ていただいたら分かると思うのですが、非常に新しいお墓が建っているということです。

次の、墓園の残高表を見ていただきます。15年度の部分では、繰上げ償還を1,000,000円いたしてありますので、合計で2,060,000円償還しています。右のほう見ていただきますと10,440,000円の元金の残高があるということです。それで、簡単に言いますと、いろいろ繰上げ償還をしている部分もありますが、この残高を見た中で先ほどいいました墓地の93区画売れ残っていますが、それを見ていただきますと12,000,000円ちょっとありますので、全部売れたらですね、2,000,000円ほど浮くといったらおかしいのですが、そういう形で推移しているということです。ですから、会計的には繰上げ償還もやっていまして一番最後の欄に書いてありますが、繰上げ償還をした効果額が3,568,942円、利息が軽減されているという中でですね、会計としては順調に推移しているということでございます。

委員長（小西秀延君） それでは、ご質問を承ります。近藤委員。

委員（近藤 守君） 現在も93区画が残っていると、他は売れたというんですけれども、要するに墓を建てるのは期限がありますね。今は何年でどのくらい残っているのですか。

委員長（小西秀延君） はい、須田係長

生活環境係長（須田健一君） 墓地の建設についてのですね、期限等についてでございますが、これにつきましては墓地の使用許可を受けてから、原則2年以内にお墓の建設が予定のある方という方をですね、基準に許可をいたしております。その間、現在建っていない区画も相当数ございますが、その中で計画が途中で中断しているとの理由でですね、お墓が建っていないのがございますが、町の貸し出しとしては原

則2年以内にはお墓を建てるということを申し出しまして、許可を出していると。以上でございます。

委員長（小西秀延君） はい、近藤委員。

委員（近藤 守君） 一応、今でわかったんですけども、2年以内というのはなかなか厳しい部分があるので、確か3年4年くらいでも猶予もらえたという話しも聞いているんですけども、その辺はどうなんですか。

委員長（小西秀延君） はい、須田係長

生活環境係長（須田健一君） 今担当課では、原則2年ということで、お墓が先ほど課長のほうからご説明したとおり、毎年20区画ほど区画が出てですね、結構利用が進んでいる状況がありますので、基本的には早急に建設の予定のある方を、基本としているということで、原則2年以内にお墓を建ていただくという基準はですね、変更は特に考えてございません。ただ、結果としてですね、お墓が建てられなくなった方につきましても、特別返却とかそういうことは求めてございませんので、できれば今後、町の方でお墓の建設をしないという考え方は、持ってございませんので、随時していきますので、必要なときにご利用いただきたいということで、ご説明しているところでございます。以上でございます。

委員長（小西秀延君） その他、ございますか。はい、ないようであれば、生活環境課審査終了いたします。ご苦労様でございました。

では、暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時40分）

再 開（午前11時50分）

委員長（小西秀延君） それでは、委員会を再開いたします。出納室の審査に入りたいと思います。各課をお願いをしているのですが、特に説明の必要があるものだけをピックアップして、ご説明をいただいております。よろしく願いをいたします。質問はあとから委員のほうからしますので、説明を、あればお願いいたします。小川出納室長。

出納室長（小川正器君） 2点説明させていただきます。1点目は、主要成果ではなくですね、決算書の調製でございます。すでに、お手元に配布しておりますのでお分かりかと思いますが、今回からA4判の縦の見開きというようなかたちに、なおかつ自前印刷というようなことで作成をさせていただきました。委員会のほうで何かお気づきの点がありましたら、次年度以降の参考にさせていただきたいと思っておりますので、事務局を通じてお知らせいただければと思います。

15年度の決算書の印刷費の実績額は、約75,000円でございますので、16年度はその分減になるということでございます。それから、これも決算書のほうのことなんですけれども、様式が若干変わっておりまして、一番後ろのほうに、基金となっておりますが、従来は基金の運用状況に関する調書というのが付いてございました。これにつきましてはですね、この調書の作成根拠が、地方自治法の241条の第5項ということでございまして、それは何かといいますと、定額運用の基金、これについては調書を作りなさいというようなことで自治法で規定してございます。定額運用というのは何かといいますとですね、土地開発基金になります。土地開発基金がですね、14年度末で廃止をしてございますので、実際に地方自治法で運用状況に関する調書を作らなければならない基金が、今なくなったというようなことがござい

ますので、従来の他の基金もですね、土地開発基金と整合性を保つというようなことで、一緒につけていたのですが、今回土地開発基金がなくなったということで、一緒に整理をさせていただいたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

ちなみにですね、室蘭・苫小牧では土地開発基金がまだあるものですから、それだけについては運用状況に関する調書が付いていると、こういう状況ですのでご承知おきをいただければと考えています。

それから、2点目ですが、来年4月からペイオフの全面解禁になります。その対策ということでございますけれども、平成14年度から定期性預金を対象にしました一部解禁が開始されてございますけれども、現在本町では、前回の決算委員会でもご説明しましたけれども、債務と預金の相殺、これを公金保護の中心としてございます。全面解禁によりまして、今度は普通預金もですね、ペイオフの対象になるというようなことになりますので、新年度から公金保護の方策としまして、決済用預金を活用する方針でございます。この方針につきましては、関係課長、助役で構成します公金管理委員会で、その方針を定めてございます。決済用預金というのは、要件が3つございまして、ひとつは預金者が払戻しをいつでも請求できるというふうなこと。もうひとつは無利息ということ。3つ目はですね、預金の商品性として決裁サービスの提供は可能なものであると。しかし、実際には口座引き落としのサービスを、実際に利用しなくてもいいというこの3つの要件がございます。これは簡単にいいますと、無利子の普通預金とこういうふうに理解していただければ分かりやすいかと思います。

これについてはですね、決済機能の安全確保という観点からですね、全額保護されると。その代わり利息はつきませんよと。こういうふうなかたちになっています。本町におきましては、従来普通預金で保管しておりました歳計現金、これを、あるいは基金の一部ですね。これについては債務との相殺による手法より制度的信頼性が高いということで、先ほどお話ししましたように、決済用預金を活用すると、こういう考え方でございます。以上2点ご説明させていただきました。

委員長（小西秀延君） はい、それでは、委員からの質問を承りますので。はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 今の説明、私たちがなかなか難しいのですけれども、分かることは、町の金を保護されなければならないという、その仕組みというのが、どういう形で保護されるようになるのかね、その辺りもう少し分かりやすく話しをしていただいけませんか。ペイオフの関係ですね。

委員長（小西秀延君） 小川出納室長。

出納室長（小川正器君） 長くなりますので、簡単にいいますけれども。先ほどお話ししましたように14年の4月1日から、定期性預金については、10,000,000円超えた額については何かあったとき保障しませんよと、こういうお話しでしたね。それが今度普通預金も合わせてですね、来年の4月から10,000,000円を越えたものは、定期も普通預金も全部合わせて10,000,000円を超えたものは保護されませんよと。こうなったわけですね。じゃ、それについての対応策はどういうことがあるのだというようなことを考えたときにですね、従来は、うちは、一時借入ですとか指定金融機関からの縁故資金（長期借入）ですね、結構それがあつたものですから、それとの相殺をすればなんとはいきますね。そういうことを議会でも何回かお話しした経緯がございます。

しかし、普通預金もですね、その日によってかなり歳計現金が大きく残る場合があるんですね。そういうことがありますので、その相殺というのは一回何かあつて相殺の手続きをしなければならないという側

面がございますので、それよりも無利子ではあるけれども、全額保護される決済用預金に保管したほうが安全ではなからうかと、それを今の決済用預金で保管しようと、そういう口座に入れてしまいましょうと。こういうことでと相殺の心配が普通預金に関して入らなくなりますねと。ただ、その反対として、無利子ですから今まだ預金金利が低いですからいいのですけれども、これがそこそこの預金金利になってきたときに、果たしてそれで良いのかという、また反対の側面が出てきますね。いわゆる安全性は確保されたかもしれないが、効率性はどうするのだと。そういう議論がでてまいりますので、効率性の問題についてはですね、できるだけ定期性預金を逆に活用していくと。定期性預金もですね、今うちがやっているのは基金で、農協・漁協にですね、一次産業関係の基金を預けていますけれども、それは1年単位で。それ以外の歳計現金ですと、1月ですとか、3月とかというそういう短いサイクルですから、そういう短いサイクルですと、ある程度金融機関の状況だとかなんとかということをおきながら、対応もできるだろうし、また預け入れ先の経営状況、財務状況、こういったものを、ある程度判断しながら預けていくというやり方で、その安全性を確保しようじゃないかと、基本的にはこういうような考え方があります。

委員長（小西秀延君） 斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 分かりました。ひとつ基本的なことをお伺いして、誠に申しわけないんですけども、財政運用の一番大事な基本的な部分を賄っている係じゃないかと思うのですけれども、私たちがなかなか見えない部分、表には見えない部分なわけですね。実際に、私たち議員になったのも、そのときは収入役はもうないわけで、もともとを言えば収入役さんたちがやっていた仕事ですよ。実際にそれが、収入役制度を無くして、今までやってきたと。今まであった収入役が、なくて不便になったとか、やっぱり収入役がいなくても、できるんだというデメリットみたいな、そういう部分ってないのかなのかね。その辺りの見解を教えてください。

委員長（小西秀延君） 小川出納室長。

出納室長（小川正器君） 収入役がないわけではないですね。助役が兼掌しているという、それに関しての従来の責任者が、収入役という役職から助役という役職に代わったと、こういうふうに理解していただければ良いかなと思います。いろいろ議論すれば、課題はあるかもしれませんが、ご存知のとおりね、市でも条例を決めれば収入役を廃止できるよというふうに、自治法を改正になる、あるいはもうなったんですかね。そういうような時代ですから、今あまりそういうことを議論しても意味がないかなと、もしい点があればそれを何でカバーするかという、そういう視点で物事を対応していく必要があるのかなと、こういうふうに考えています。

委員長（小西秀延君） はい、その他ございますか。はい、それではないようですので、以上で出納室の審査を終了いたします。暫時休憩いたします。

休 憩（午後12時01分）

再 開（午後 1時00分）

委員長（小西秀延君） それでは、時間になりましたので委員会を再開いたします。午後からは、この時間帯は町民サービス課の審査となります。

各課をお願いをしているのですが、説明を冒頭にお願いしているのですが、特に必要なものをピックアップ

プして重点的にご説明したいものを、していただくというかたちで進んでいますのでよろしく願いをいたします。それでは、説明からお願いいたします。長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 特に町民サービス課に関しましては、事業的な事業はございませんが、まず最初に、頭を下げなければなりません、字句の訂正が主要成果の中に一部ございますので、お願いしたいと思います。53ページでございます。よろしいでしょうか。

53ページ、4つの区分に分かれてございますが、上から3つ目の1目児童福祉総務費、これの(1)保育行政事務経費、この中の11需用費、このようという字が「要」という字になってございますが「用」という字になりますので、申し訳ありませんが訂正をお願いしたいと思います。それから、もう1カ所、59ページ、上のほうの段に財源区分と記載してございます。これの(区分)の中の1番した、純持ち出し額、この純が「純粹の純」、「準ずるほうの準」でございまして、「純粹の純」のほうに直してもらいたいと思います。申し訳ありません、この2カ所訂正をよろしくお願いいたします。パソコンで拾うとき拾い違いをしたんだということでご理解いただきたいと思います。基本的には説明を要する部分はございませんので、質疑の中でお答えしていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長（小西秀延君） それでは、委員からの質疑を承ります。はい、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 保育料の関係で、ちょっと伺いたいと思うのですが、また、監査報告の中にも、保育料は1.4ポイント前年度に比べて収納率が上がっていると。ただ、不納欠損額が前年度比、2.8倍になっているとのこと。こちらの一覧表を見てもそのようになっていきますよね。原因としてはなんなのか、その年の不納欠損額がたまたま多い年だったのかどうかということが1点と。

それから、保育料未納者に対しての状況的に、こういう言葉で言うて良いのか、払えるのに払わないという状況の中で、保育所に入所停止みたいなことをやったことがありますよね。その後、そういうような状況はあるのかなのか、その辺伺いたいと思います。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 2点、お話しがございました。平成15年度は現年度99.06%という収納率で、近年の中では久しぶりに99%にいったというくらい、現年度に関しては収納率は高うございました。ただ、滞繰分と言いましょ、これが我々町民サービス課のほうで手を出せないといいましょ、税務課のほうとタイアップしてやっているものですから、どうしても税務課のほうでは滞納額が、単に保育料ばかりでなくて、例えば住宅費であるとか、あるいは給食費だとか、あるいは固定資産税だとかという、もろもろのものとかぶさって出てくるものですから、なかなか滞納分についての収納率を上げることができないということが、大きな要因とてあるのだらうと思います。現・滞合わせますと確かに89.60%という率になりますが、町民サービス課のほうとしては、特に現年度については、現在保育園に入っているお子さんですので、相当力を入れて対応しているというのが現状でございます。

それで、未納者の状況ですが、2年程前から相当厳しいようですが、実は退園をしてもらったり、退園勧告をしたりあるいはお父さん、お母さんに呼び出しをかけたというように形で、実質お子様には直接関係はないわけですが、保護者であるお父さんお母さんには、その所得に応じた負担をお願いしてあるわけですから、やはりその辺については相当厳しく対応させてもらっているというのが現実でございます。いずれ停止ですとか、当然退園勧告もしているわけですから、退園等についても未納が続けば、そういう

こともありえるというようなことで進めているというようなことでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

委員長（小西秀延君） はい、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 今の話を伺っていて、かなりいろんな手法を使われてということでの収納率のアップということだと思のですが、さっきのお話にありましたように、滞納分については、子どもが現在いないという現状がありますのでね、そういう部分の含めて親にも対応する手法がないと。入所を止めるということもできなくなると。ですから、先ほどお話がなかったのですが、この不納欠損額2.8倍になったという説明ちょっとなかったですね。その不納欠損額に関しては、収納というのはやはりかなり厳しい状況が続くということになりますでしょうか。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 滞納分の収納は、当然先ほどいいましたように税務課のほうが主になって対応してもらっております。先ほどいいましたとおり、税務課のほうの滞納分についてはいろんな、単にひとつだけではないという要素もあるものですから、なかなか滞納分の収納率を上げるというのは、私どもの課から見ても、相当困難性が高いだろうなというふうには理解しております。ただやはり、滞納分を出さないために現年にとにかく力を入れて、次に持ち越すようなお金を少なくしていくというのが、今我々の方としては大きな仕事のひとつだろうというふうに思っておりますので、現課としては現年分に力を入れて収納しているという考え方で進めております。

委員長（小西秀延君） 他にございますか、はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 2点お尋ねしたいのですけれども、49ページの乳幼児医療の問題で、15年度は16,440,000円のうち道費負担が6,250,000円ですか。9,200,000円の一般財源の持ち出しということで運営されていたのですけれども、この制度が変わって5歳児までになったときに、この町費の持ち出しの変化というのは、どんなふうになるのかという、その辺りが分かれば教えてくださいということがひとつ。

それから、57ページ保育園の問題ですが、表の中で入園率の問題で、まきば、たけのこが低いことは前から分かっていたのですけれども、定数40名とか、たけのこの60名が、定数そのものが難しいのではないかということ、前から言われてきたんですね。定数を下げてやっていくべきではないかということが、前から言われてはずなんです、その定数の改善というのはなされなかったのかどうかということ。実際に一時まきば、たけのこの民営委託というかたち、問題が出たのですけれども、その問題、現在どうなっているのかということ、その辺り教えてください。

委員長（小西秀延君） はい本間係長。

国保医療係長（本間勝治君） それでは、私のほうから乳幼児の関係についてご説明いたしますけれども、お答えにならないかもしれませんが、まず、前年度の決算でご説明申し上げますと、14年度決算では乳幼児の医療費の助成経費については、約20,000,000円。今回の15年度については16,000,000円ほどということで、約4,300,000円決算額としては落ちています。

ご質問の今年度10月1日に、道の制度改正に伴ってどういうふうになるのかというご質問の趣旨だと思いますけれども、それについては当初見込んだ内容でいきますと、約4,300,000円落ちるので

はないかというような見込みをしてございますけれども、ご存知のとおり3歳未満、それと就学前というような段階がございまして、道の制度内容に、ご承知のとおり本町の場合は非課税世帯については初診時一部負担金を助成しましょうという上乗せ政策を取ってございます。それらのことも踏まえて、実際に利用される乳幼児の方々の、利用者がですね、どのような状況になるかというのは実際のところ、10月ですから、10月診療分については約3ヶ月遅れの、1月年明けくらいから見えてくるところでございますので、今後どうなるかということの確定したお答えはですね、現在のところちょっとご勘弁いただきたいと思えます。

ただ、先ほどもいいましたけれども当初のこの制度の情報を、我々仕入れたときにですね、見積もった中では、約4,000,000円落ちるのではないかというような想定をしてございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、実績が出てくるのが年明けくらいからになりそうなものですから、その点でご理解いただければと思います。以上です。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 続きまして、保育園の定数の問題についてのご質問でございますが、基本的には現在まきば、あるいはたけのこ保育園については、定数をはるかに下回った状態で、運営されているというような状況でございますが、保育計画の中で定数の見直しをするというような考え方もいたしてございますので、保育計画にあわせてまきば、たけのこ児童定数についても見直すという段階で考えております。また、民営化につきましては当然保育計画の中に、2園民営化しますよということを示明してございますので、その中で進めていくという考え方で、現在その作業中だということでご理解いただければと思いますが、以上でございます。

委員長（小西秀延君） はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 今、係長のお話ししたこと。14年度で20,000,000円くらいかかったのが、15年度16,000,000円。下がったんですね。で、なおかつこれから先4,500,000円くらい下がるだろうと、こういうことですか。その辺りがちょっと見えないんですけどもね。医療費そのものが下がっていく、それに町独自の措置で、またそれがどういうことになるのかその辺りの動きがちょっと見えなかったんですけども、もう一回教えてください。

それから、保育所の数でいうと、萩野みどり幼稚園が統合されましたよね。その結果として保育所への入園の影響といいますかね、保育所の入園が減ったとか増えたとか、そういう影響というものが出てきているのかどうなのかその辺り伺いたいと思いますが。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 先に乳幼児の関係をお話しいたしますが、まず、負担割合が変更になったということは、今係長がお話ししたとおりでございますが、まず、負担割合が変更になったことによって減少が考えられるということがひとつあります。それから、全体的に乳児が減ってきていると。これは白老町全部ばかりではなくて、全国的に乳児あるいは幼児のお子さんの数が減ってきているというようなこと。あるいはここ数年、大きなインフルエンザですとか、風邪だとかという病が発生しないのではないかと、これも推計ですが、そういう要因が重なって、4,000,000円あるいは4,400,000~4,500,000円の金額が落ちてくる可能性が大きいよという想定をしているということで

ございます。

それからみどり幼稚園の関係ですが、今から2年程前だったでしょうか、みどり幼稚園が廃園になってさくら幼稚園に統合されました。その影響をもちに受けるのが、萩野にありますはまなす保育園という話しになるわけですが、基本的にははまなす保育園は、みどり幼稚園があった時代から比べますと、やはり入園率は上がってございます。やはり、バス通園にしないで直接保育園に行きたいというお子さんもいらっしやいまして、基本的には去年よりも上がって、人数的には定数よりも約30%強、79名、80名くらいの数字になっているという状況でございます。よろしいでしょうか。

委員長（小西秀延君） はい、本間係長。

国保医療係長（本間勝治君） 今のご質問の中で、課長のほうからお答えしたとおりなんです、私の先ほど申し上げました。今回15年度決算でございますけれども、前年比で49ページのところの(2)乳幼児医療費助成経費のところ、16,439,915円の決算額となっております。ここの数字の前年の数字でいきますと20,741,000円でしたと。ここで4,300,000円ほど決算額で落ちていますというお話をしたのですけれども、その下のほうに20節の扶助費、受給者のところで877とございます。この877人というのはこの16,000,000円の説明として、877人の受給者がいましたよと。この制度を活用した方といえますか。

ちなみにその前年度にいきますと929名ございました。ですから52名ほど落ちています。ちなみにその右のカッコのところですけども、一人当たりの医療費が18,745円となっておりますけれども、その前年の数字でいきますと22,300円ほどになってございますので、そういう意味では先ほど課長のほうからもお答えしたとおりですね、医療費そのものも落ちていくといえますか、そういうことの説明を、先ほど最初にしたつもりなんです、不十分だったもので。

委員長（小西秀延君） 他にございますでしょうか。

副委員長（斎藤征信君） なければね、先ほどの質問の聞き漏らしたんですけれども、民営委託の問題ね。これ、今度の保育計画の中でまた出てくたろうということだったんですけどもね、構想として、この町立保育園全体を民営化する方向でいくのかね、あるいは前に出ていたまきば、たけのこの部分を民営化させていくという方向で考えておられるのかね、もし、このまきば、たけのこだけであれば、あまりにも子どもが小さくて、引き受け手は多分ないかなという感じもするのですけれども。そういうようなことが、今どこかで論じられているのかどうなのかね、その辺りはどうなっているのかお伺いしたいのですが。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 民営委託の関係でございますが、基本的には今公立保育園が5園ございます。各地域に一園ずつですね、字白老には法人、要するに私立と公立と1園ずつございますが、保育計画の前にですね、実はまきば、たけのこというのは、建物は築後45年あるいは43年、建ててから手付かずの状態の木造平屋建てで、非常に狭隘ですし、風通しも非常に良くて、お子さんには本当に気の毒な保育園の状況になっています。それで、その保育園の改築に合わせて、保育園の民営かも図りたいという考え方をいたしているわけでございますが、まきば保育園については、平成13年度の段階で45名、0歳児から5歳児までお子さんがいらっしやったんですが、この4月の段階では24名かな。というこ

るまで出生率が落ち込んで、半分近くまで落ち込んでいるんですね。

それで、今の国の制度の最低の最少人数といいたいでしょうか、認められるのは20名なんです。20名にも条件がございまして、大都市部あるいは過疎地域。もうひとつは乳児が8割以上と。そうしますと20名を認めてくれるわけですが、今の白老町はその3つの条件どれにも該当しないです。となると、20数名のお子さん、0歳児から5歳児までで、保育園としての経営、あるいは運営が成り立つかということになってくると、これまた非常に厳しいのではないかと。常識的に考えて、まだまだ増える要素ということは今の状態では考えられないと。であればますますお子さんが減ってくるのではないかと。そうなってきたときに、例えば分園であってもなんでも残すということが、果たしていかなものかという考え方を現課のほうとしてはしている状態でございます。

それから、たけのこ保育園については、定数60名ですが入園者としては常時40名前後のお子さんがいらっしゃいます。あるいは45名くらいになることもございますし。それからいくと、まだしばらくいくら幼児が減少しているというような状況であっても、経営的にはできるだろうと。

ただ、ひとつの独立した保育園としてはいかなものだろうということからいくと、例えば本園の付属する分園というような生かし方もあるのではないかと。ただ、分園にするにしても、斎藤副委員長がお話のとおり、小さな保育園を受けてくれるところがあるかどうかという問題もございます。それと、改築しない状況ですと維持費が非常にかかります。ですから改築という問題が、別の違う時点では必要になってくるわけでございますね、それで、改築に合わせて委託するか、改築しておいて委託するかとか、その辺のやり取りが当然出てくるわけでしょうから、やはりその辺については、たけのこについては19年度まで、まきばについては18年度までにそういう方向付けをして実施に移すという考え方をいたしてございますから、今年・来年辺りで、その辺についての具体的な方向性を現課としてまとめて、関係課と協議の上理事者の判断を仰ぐというかたちに、段取りとしてはなっていくだろうというふうには考えてございます。

その中で、先ほどのお話のとおり定数の見直し等も含めて、考えていく必要があるだろうというふうには思っております。

委員長（小西秀延君） 他にございますか。はい、鈴木委員。

委員（鈴木宏征君） 59ページの上の表なんですけど、見方というのか考え方として、これでいいのかどうかというのを聞きたいのですが。町立・私立で分けてありますね。これを見ますと、私立の部分は委託した金額そのままですね。緑丘保育園のところについては、これずっとみていきますと、国庫・道・保育料、町の負担と、それから国との基準額との差というのが足されて88,000,000円。持ち出しというのがなく推移していますね。町立の場合は、ずっといくと純持ち出し、町立ですから、町費の負担という部分だとか、これ町費で考えますと156,444,000円ですか。緑の部分も足すと175,000,000円になっちゃうんだけど、町立の部分だけを考えますと、私立の場合はこの基準内で人件費や何かも全部、経費も含めて運営していますよと。町立の場合は、この国庫・道・保育料、町の負担分、国との基準額との差、それ以外に108,000,000円ですか、持ち出しをしているというふうに読んで良いんですね。

そうしますと、私立の方ではその基準の中でやっているのだけれども、町立でそれだけ持ち出しをして

いる分というのは、経費がその分かっているんだというふうなことで、読んでいいのかどうかということ、そこです。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 基本的にはおっしゃるとおりだと思います。平成14年度で、純持ち出し額が約113,000,000円。平成15年、この決算では約4,700,000円ほどの差があるんです。一番大きかったのは平成10年で、169,000,000円。ですからこの時点でいくと今とを比較しますと、約60,000,000円ほどうちで持ち出しているほうが多かったわけです。

この大きな要因というのは、基本的にはやっぱり人件費です。それと、この15年で初めて、緑丘では障害児の軽度を受けましたけれども、それまで障害児は全部町立保育園で受けておりました。この15年でも5名ほど、実質配置している保育士は4名ですか。というように障害児を受け入れると、これも町立保育園側だと非常に大きな、逆にいうとデメリットがあるわけですが、障害児のことを考えれば当然受けてやるべきだという考え方をいたしてございますから、そういう部分、やはりそういうものが大きな108,000,000円という数字になって現れてきているんだということで、ご理解願えればと思います。当然のことながら、緑丘の給料は町立の保育士の給料よりは低いということはいえると思います。

委員長（小西秀延君） はい、鈴木委員。

委員（鈴木宏征君） 分かればいいのですが、この平成15年度の決算の時のですね、町立の職員の人数で、常勤・非常勤、あと私立の緑ところの常勤・非常勤の人数を教えてください。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 町立保育園側のほうは、15年度決算では正規が30名ですね。その当時のパートといえますか臨時が、常勤で確か19名ですね。という状況が町立保育園側でございます。ちなみに今16年は、正規の職員が29名で、臨時が22名という状況でございます。緑丘の正規と臨時の内訳ですが、それはちょっと今分かりかねますので、そういう状況になっているということでご理解いただきたいと思います。

委員（鈴木宏征君） はい、分かりました。いいです。

委員長（小西秀延君） はい、その他。はい、根本委員。

委員（根本道明君） 33ページの委託料、郵便局にですね、証明書の扱いなどを委託しましたね。667,245円出ていますが、やってみて成果といえますか、良かったのかどうなのか、課長としての見解を聞きたいと思います。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 34ページのほうを見ていただきたいのですが、取り扱い件数の内訳を出してございます。表になってございますね、その中で一番後ろのほうに社台郵便局、白老郵便局、はまなすスポーツセンターという、平成15年4月に委託したそれぞれの固有名詞を出してございます。その中での取り扱い件数が、145件、204件、24件とこの総トータルが373件になるわけですが、当初総務課と我々のほうで、このくらいいるだろうというふうに想定していたのが実は3,800件でございます。実際あったのが373件ということになりますと、当然、10%くらいでしょうか。ということで、委託料の不用額も大きくなっているわけですが、まだPRも足りない、あるいは他の出張所、ある

いは本庁に来たついでに本庁に寄っていくというかたちで、なかなか当初我々が効果として、成果として考えていたのが、現在のところまだ1年目ですが、結果としては良い形に表れていないのではないかと、うふうには考えております。

委員長（小西秀延君） はい、根本委員。

委員（根本道明君） 結果が非常に、予算が外れたというふうに見て、10%と、1割しか、見積りから違っていたというようなことで、あまりにも落差が、読みが甘かったのではないのかなと、僕らから見たらそのように見えるのですが、それでこれからPRをすとか、何とかと書いていましたけれども、果たしてそれだけで良いのかなと。もう一度根幹から考え直すべきではないかなと思うのですが、僕はそういう考えでいますが、十分踏まえて、答弁は結構ですけども、一課長の話しではなくて、判断はまた別なところでやるべきですから、課長にどうすれこうすれとは言いませんけれども、実態はわかりました。そういうふうなことでこれから考えていくべきだと思います。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 必要不必要とかという話しではなく、もっと次元の高い話しを確かに理事者の方の話したと思いますけれども、少なくとも370件くらいの利用者があったということは、それだけ利便性が高くなり、あるいは町民へのサービスが向上したのだというふうには理解できると思います。ただ、もちろん費用対効果といいたいまいしょうか、かける費用と効果の現れ方が、我々が期待したのとは大分違うということだけは、間違いなく委員さんのご指摘のとおりでございますから、それについてはやはり謙虚に反省した上で、もう少しPRなり、あるいは啓蒙を図っていく必要があるだろうというふうには思っておりますけれども、間違いなく町民サービス、利便性の向上にはつながったのではないかと、うふうには理解しておりますので、その辺ご理解いただきたいなというふうに思います。

委員長（小西秀延君） よろしいですね、根本委員。他にございますか。それではないようでありますので、同じ町民サービス課で、国保特別会計のほうをお願いしたいと思います。

それでは、国保特別会計の審査に移ります。特に、こちらもご説明があれば、よろしいですか。ないとのことですので、委員からの質疑に移ります。

はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 1件お伺いしたいのですが、149ページの国保加入率、人口比でいうと40.8%ということになっているんですね。これ、総人口からいって40%なんだろうと思いますけれども、全部が入るわけではないですから、社会保険、共済保険、そういうものをみんな除いて、除くとどういう%になるのかは分かるのでしょうか。その数字が知りたい。

それから、世帯数、人口ともに、加入率というのが伸びているわけですね。伸びているにもかかわらず、収納率がぐんと落ちてくると、こういう結果が出ているわけですけども。今の状況からいって、なかなか払えない人が国保に加入してくるということで、この傾向というのは続くのだろうということが言われていたのですが、今後もこういう傾向は更に激しくなるというふうに抑えられているのかどうなのか、そのことをひとつ。

それから、不納欠損額がね、14年度の比べると倍増している。この傾向というのはこれから先も、こういうふうには不納欠損にどんどん落ちていくという傾向があるのかどうなのか、その辺り教えていただき

たいなというふうに思います。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 確認しておきますが、40.8%の総人口に対する国保の加入率。それ以外の保険という意味でしょうか。

副委員長（斎藤征信君） 加入すべき人の%とというのは。

町民サービス課長（長野征幸君） 加入すべき人数という意味ですね。日本は皆保険制度ですから、必ずどこかの保険に入っているはずです。それからいきますと40.8%という数字は動かないと。どこかの保険に必ず入っているはずですから。但し、例えば社会保険に入っていて、そのあとリストラとかいろんな形で退職されて、手続を取らなければ正直いって分かりません。国保に加入しますというふうに入って来なければ、その方は保険証がない状態で、町民あるいは日本国民という形になります。

基本的には皆保険ですから、全員がどこかの保険に入っているというのが大原則なんです。たまたまその本人が、会社を辞めるときに離職証、あるいは加入が切れましたという証明書を持って国保にきまずとその時点から国保に入るわけですが、それをしなければ、我々のほうでも把握のしようがありません。従いまして40.8%とというのは、加入数としては正しい数字ではないかというふうに思わざるを得ないようわけでございます。言っている意味が分かりますか。

副委員長（斎藤征信君） 途中すみません。今も分からなかったものですから、皆保険だから100%でなければならないはずですね。

委員長（小西秀延君） 長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 日本国民は、例えば政府管掌保険、あるいは組合健保、共済保険といろいろありますよね。どこかの保険に入っているかたちになりますよね。地域保険の医療としては国保があるわけですから、その国保に入っている方。そして他の保険に入っている方すべてひっくるめて100%になるはずなんです。中に、私がお話したとおり、止めたのだけれども加入しないという人が、もしかしたらいるかもしれないのです。言っている意味分かりますよね。そうしますと、多分100%なんだけれど、止めたわずかな人が、国保に入らなくてはだめなのに入っていない人がいるかもしれない。それは把握のしようがないですよというお話を今私がしたんです。

副委員長（斎藤征信君） この40%とというのは、あとの60%はよその保険に入っていますよということですね。それで、抜けて途中で保険証を持っていないでウロウロをしている人もいるかもしれないと。そういう意味分かりました。

町民サービス課長（長野征幸君） それから、収納率の問題ですけれども、加入率が伸びているのに収納率が落ちていると。確かに、ここ数年こういう傾向が続いてございます。会社、あるいは何らかの形でお辞めになったり、あるいは他の保険から国保に入ってくるという方が非常に増えている傾向がございます。先ほど言いましたけれども、例えば、会社を辞めて1年、2年そのままにした状態にして国保に入りますと、遡って附加されます。そうするとたちまち、中には500,000円1,000,000円という保険税が賦課されるケースがございます。現実にはその方は、失業中というケースもございまして、働く場所がないという中で急に税だけで、500,000円1,000,000円という税が賦課されましたら、当然払える状況ではなくなりますよね、そうすると当然収納率は落ちてくると。ですから加入者

は増えてくるけれども、収納率は落ちてくる傾向は、今後も多分、景気の動向が大きく良くならないかぎり、この傾向は続くのではないかなという感じはいたしてございます。

それから、不納欠損額も同じような傾向といいたいまいしょうか、現年度の収納率がなかなか90%にいかないということになりますと、簡単にいえば10%は翌年度に繰り越していくことになりますから、これが5年分たまりますと50%以上の数字になるわけですから、そうすると当然のことながら不納欠損額も多くなっていくというような傾向は今後続いていくのではないかなと。ますます国保会計としてのやり繰りは厳しくなってくるということだけは、目に見えてははっきりしている状況だと思っております。

委員長（小西秀延君） はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） そのことを話していくと救われない論議になってしまうんですけどもね。多分、未済額が多くなっていく、国保と介護保険と同時に重なってくるわけですね、そうするとそれが落ちていくということは介護保険もやはり同じような運命をたどっていくのだからね、そんなような気がしてしょうがないわけですけども。町そのものが未済額全部で800,000,000円あるってね。その中で町税の未済額が300,000,000円ですか。国保が370,000,000円ですよ。これ、町を維持していく上で、町税の収納と国保の収納というのは、かなり大きなウエイトを占めていくわけで、このところを何とか手をつけなければ町が本当に生きていけないという、そこに手をつけるのにどうしたらいいのか、これは特効薬は何にもないのかと思いますけども。本当に収納率をどういうふうに上げていくのかということを考えるしかないわけですか。その辺りのことはどうなんでしょうね。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 大命題なんですね。収納率を上げるということあるいは医療費を抑制するということですね。ただ、収納率を上げる手法の中で、国のほうではご存知と思いますが、資格証明ですとか短期給付とかという、結構厳しいものを義務化をいたしました。

白老町は、国の制度よりも相当基準的には甘くしてございます。例えば、資格証明は国は2年なんですけど、白老町は3年滞納してなお現年度払っていなければ、ということは実質的に4年なんですけれども、払っていなければ資格証明を出しますよと。実際15年この決算上では2件資格証明を出してございます。もちろん本人の理解も得て、本人の弁明も聞く機会も設けてやっておりますが、やはりその程度の甘さでは、正直言って収納率を上げることは難しいと。ただ議会でもお話したことがございますが、払える人と払わない人、あるいは払えない人。この辺の区分が非常に難しゅうございますから、これについては税務課の日常訪問している職員との、タイアップの中で払うお金があるのに払わない。あるいはそれなりの稼ぎはあるのに払う意思のないというようなところは、厳しくやらざるを得ないだろうと。そういうような区分の中で、資格証明の発行等についても、やはりこれからは強く出していく必要が出てくるんじゃないかと。

短期給付については、実はそれを始めてから6年くらい経過してございます。正直いいましてすっかりといいたいまいしょうか、しっかりと申しまいしょうか、ならされてしまいまして、その効果というのがほとんど見えなくなってございます。今6ヶ月、3ヶ月を主にやっているわけですが、6ヶ月経ったときに約束もって、誓約書を出してまた新たに保険証を貰ってというくらいの、意識としてはその程度の意識にしかかっていない状況に、現在なりつつあります。ですから、やはりこの辺も例えば一月ごととか、というふ

うな短期給付の出し方。その辺もこれから検討していかねばならないだろうというふうには思っております。

やはりそうしないと、先ほどのお話のとおり、白老町の国保会計つぶれてしまいます。今でさえ180,000,000万円赤字です。4年間続けて。単年度でいくと70,000,000円近い、毎年赤字になってございます。もう来年になると250,000,000~260,000,000円、あるいは300,000,000円という数字が出てくるかも分かりません。いくら一般会計から援助を受けたとしても、国保会計自身では立ち行かなくなりますから、やはり国保自身として何ができるかといえば、今お話し例えば資格証明を出すとか、あるいは短期給付を厳しくするとか、もうひとつはやはり医療費をいかに抑えられるか。これが大きな問題だと思っています。医療費も北海道の中でも一般でいくと上位のほうに入っておりますから、やはりこれをできれば中位から下位のほうへ持っていけるような医療費のかけ方といいたいでしょうか。そのためにはどうするかというふうになるわけですが、やはりそこで出てくるのが保健士さんかなと。そこまで話しが広がっていくと非常に話しが長くなりますが、やはりそういう部分も考えていく必要があるだろうというふうには思っております。

委員長(小西秀延君) はい、斎藤副委員長。

副委員長(斎藤征信君) 今の話しよく分かるんですね。最後の話しがすごく大事な部分なんだろうと思うんですけども、確かに一人当たりの白老町民の医療費というのが470,000円という額が出ていますよね。今これを見ていましたら、老人の医療費の一人当たり平均860,000円ですね。157ページの下の方に一人当たりの老人医療費の額が出ていますよね。そうすると、本当にこの老人医療のこの金をかけないように、これをいかに減らしていくかということになれば、本当に担当課が1人頑張ってもどうしようもない、白老町の予防医療だとかなんとかという形で全体を包んでいかなければもうどうにもならないと、そういうふうには大体落ち着いてくるということになるのでしょうか。

委員長(小西秀延君) はい、長野課長。

町民サービス課長(長野征幸君) おっしゃるとおりだと思います。やはり医療費を抑制するためには、予防医療といいたいでしょうか、早期に発見して早期に治療すると。それは当然医療費も小さくなりますし、それと病院に行かないように、日常から健康に気を付けてもらうということになると、単に町民サービスの医療だけではなくて、白老町全部の中で健康づくりあるいは、予防医療というものをどう力を入れていくかということなんだろうと思います。そういうことをしないと、この医療費の抑制というのは結果的にはつながっていかないのではないかと。

もうひとつは、やはり、例えば人間ドックであるとか、ガン検診等々の検診率ですね、これをいかに上げるかということだと思います。これが基本的に早期治療、早期予防につながっていくことにはなるのだろうと。そうすると結果的に医療費の抑制につながっていくのではないだろうかと。ですからやはり、この辺は健康福祉課、あるいは病院等々とのタイアップというのは相当必要になってくるのではないかなというふうには思っておりますが。なかなかこれが、口ではいえるんですが、実際になると難しいんですね。長いことこういう経験をさせてもらっていますが、本当に正直いいまして、歯止めはかけられません。医療費についてはですね。ですから我々がやれる限界がありますから、できれば、これは本当に希望ですけども、保健師さん方に、例えば国保にかかっている方、あるいは老健の対象者で、多重受診や重複受診

の方の指導してもらっただけで、相当医療費の抑制にはつながっていくのではないかというふうには、私も考えていますけれども、そのデータをお送りするのですが、なかなかシステムが変わってきているのか、そういう状況になっていないというのが現実でございますから。やはりこの辺を再度、担当課とも話しをしなければならぬかというふうには思っております。

委員長（小西秀延君） はい、本間係長。

国保医療係長（本間勝治君） 補足と申しますか、各委員の方はご存知のとおり、飴谷町長の公約の、いわゆる町民カルテという公約がございましたけれども、それが本年度の当初予算の中で事業費として、いわゆる保健・医療・福祉のネットワークの関係で予算がございます。これについても先ほど課長のほうからお話ししたようなことで、現在、予算の中身は、今年度は先進地の視察をして、先進地の状況を把握しながら、うちでそれをどう組み立てていくかという事業内容になっています。他のところの予算なんで。

私、何を言いたいかといいますと、そういうことも含めましてですね、先ほど課長がお話ししたようにですね、トライアングルでそういうことを組み立てていった中で、横の連携を図って医療費の抑制もはかかっていかなければいけないだろうということで、別枠ではそういう予算をもって、今先進地を視察して、今後の白老町のそういうやり方を検討していこうということで進めて、健康福祉課中心でやっていますので、今後、それらも含めて保険税も含めてですね、医療費も含めて町全体として検討していかなくてはならないのではないかということは考えられると思いますので、余談ですけども補足させていただきました。

委員長（小西秀延君） 他にございますか。はい、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） とんでもないことを言うのかもかもしれませんけれども。今のお金があっても払わない、払う気のない人もいます。なかなかそれは見つけづらいというか、分かりづらい部分もあると思うのですが。

国民皆保険制度ですから、悪質とはっきり分かった時に保険証を出さないと。そういうことが法的にできるものなのかどうか、その辺、悪質と断定できるかどうかというのはちょっと難しいと思うのですが、ただ、本当に意思的に、先ほどおっしゃっていましたが短期もなれちゃって、そういうふうになると、当然のこのように、そういうようにしてでも何でも延ばしていけば、保険証はもらえるものだというふうに思っていること自体が違うのかなと思うものですから、もちろん保険がないと困りますのでね。何か他に救済方法があるのかどうか分かりませんが、そういったことがどうなのかなと思いつつ聞いていたことと。

それから、白老町は国から「健康日本21白老」ということでね、健康づくり、病気にならないための、成人病を抑えていくとかいろいろな健康づくりのことを保健士さんを交えて、やっているはずなんです。これ確か14年度の後半からかな、15年からやっているのかな。そういなかでの、さきほどおっしゃっていた、これは健康福祉課に聞けば良いことなんですけれども、保健士さんの指導とかそういうこと。

それから、この間お話しを伺った中で、たまたま町立病院にかかったときに、他の病院になんてかかっているのかと全部聞いてくれたと。そして、もしあれなら1本化にしませんかと。そのときに先生が「この薬とこの薬は必要ないよ」という話しをされたという。何か、今まで言われたからただ飲んでいたというのが、なぜいらぬのかという話しを聞いたら、「これはこういうことだから必要ないんじゃないだろ

うか」と。「でも、貴方が不安なら出しますよ」といわれた。いろんな話を聞いてくれてそういう話しもあったというのを聞いたのですね。そういうふうにしていくと、医療費の抑制ということに、やっぱりさっきいった連携がすごく大事なのかなと。「健康日本21白老」もありますのでね、向こう側はそういう健康増進を進めていくのだけれども、財源的なことで一番悩むのは町民サービス課だと思うんですよ。

そういう部分での働きかけをやっていくべきなのかなと思っているものですから、その辺でお考えを伺いたいと思います。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） 短期給付のお話しと、合わせて資格証の関係だと思いますけれども、基本的には短期証及び資格証については、国の制度として義務化されてございますから、やらなければ逆に罰則を受けるといいでしょうか。ペナルティを与えられるというのが現実でございますので、例えば国からくるお金が資格証を出していないと減額されるとか。というような形で目に見えた形で現れてきますから、やはりどこの町でもそういう悪質な方に対しては資格証を出すというような考え方で進めているのが現状でございます。

もちろん資格証を出したからといって病院へ行くなどとはいつているわけではないですから、保険税を払っていないわけですから、病院へ行った時には10割全額自己負担してくださいということですから、例えばそれが、ガンであり、なんらかですごくお金がかかっても10割ですよ。ただそんな時に、はっきり言えば、我々も来てくださって少しでお金を入れてくれれば、また保険証を出してそれを本人へ返すというかたちができますのでその辺もやらなければならない部分だろうと思っています。

健康日本21とか、病院と患者さんとの関わりの話しですが、やはりそういうふうに、今白老がようやく動き始めた段階にきて、それからいくと決して暗いことばかりではなくて、国保の担当のほうとしても、やはりちょっと一筋の明かりは見えつつあるかなと。ということはどうしても多重受診とか重複受診の場合は、同じ病気でいくつかの病院を渡り歩くと。そうするとそれを全部国保のほうでお金を用意して、お支払しなければならないことになりますから。それが、お医者さんと患者さんが1ヶ所だけで良いよと。この病院を信頼してここに来てというふうになれば、1ヶ所だけで住むことになります。その点、医療費の抑制のほうにもつながっていく話しですから、これからはそういうかたちでお医者さんとあるいは保健師さんあるいは我々とか、看護師さんとかという協力体制を組んでいけば、少しは抑制にはつながっていくのではないかとというふうには思っておりますけれども、答えになったかどうか分かりませんが。

委員長（小西秀延君） 他にございますか。最後に僕から聞きたいのですけれども、毎年、これくらいになるのかどうかちょっと分からないのですけれども、繰入金で200,000,000円程度あって、赤字が毎年70,000,000円程度というのは、他の町村と比べるとどれくらいなのか。大まかで構わないので、他の町村も苦しいとは思いますが、類似町村とかはどれくらいなのか、分かっている範囲があれば教えていただきたいのですが。はい、本間係長。

国保医療係長（本間勝治君） 結論から申し上げますと、他市町村の今のご質問の数字は抑えてございません。ただ、一般会計のところでご説明したいと思うのですが、64ページでございます。

これは一般会計側から国保会計に繰り出す繰出金のところでご説明いたしますと、64ページの下の方

に、国民健康保険事業特別会計繰出金というのがございます。これは、一般会計から国保会計に財源的な支援も含めて繰り出す繰出金でございまして、それを国保会計で受ける時に、繰入金という形で歳入で受けるものでございまして、ここでいう65ページのですね、上から4段目の保険基盤安定等分でございます。これが、去年102,000,000円でございますけれども、これがいわゆる国・道からの負担金・支出金とかかる経費を差し引いて、いわゆる基準内繰出しといいますか。基準が合ってその基準内の繰り出しですよ。それ以外の物については、一般会計の財政状況に応じて繰り出ししますよというようなことで、毎年、予算査定の中でそれをやって予算組みをしているというようなことでございますけれども、ご質問の果たして、他の市町村の状況がこのへんどうなのかということの数字的なものは、抑えてございません。

今後、その辺他の市町村の動向も抑えていくように努力していきたいと思っておりますけれども、現在のところ抑えてございませんので。

委員長（小西秀延君） はい、長野課長。

町民サービス課長（長野征幸君） ちょっと補足させていただきますけれども、北海道ばかりではなくて、いわゆる国保会計は一般会計からの繰入がなければ、今は立ち行かない状態ということは間違いなく言える状態です。国保会計が黒字ということは大体一般会計が赤字分補填という形で満度に補填してもらって、差引ちょっとプラスかあるいは0というようなかたちが始めて黒字の要因として出てくると。ですから国保だけで一般会計のほうからの繰出し金になりますが、我々、国保は繰入金ですね。それだけがもし少なければ、当然のごとく赤字会計になるというのが、今の国保会計の大きな特色ではないのかなと。これははっきりいいまして、制度上の問題とまでいったら、大げさかもしれませんが、私自身は基本的にはもう制度上の問題ではないのかというふうには考えております。答えになったかどうか、補足的に説明させていただきます。

委員長（小西秀延君） 本間係長。

国保医療係長（本間勝治君） ちなみに、今年度3月議会で議決いただいている一般会計からの国保の繰入金の中で、中身として赤字解消分として20,000,000円含まれてございます。先ほど課長のほうから、大体60,000,000~70,000,000円の単年度赤字の中で、一般会計も財政状況が厳しい状況の中で、20,000,000円は赤字解消分として今回の当初予算の中には含まれてございますので、補足させていただきます。以上です。

委員長（小西秀延君） その他になければ、次へ移りますが。よろしいでしょうか。

それでは老人保健特別会計のほう、こちらもご説明があればお願いいたします。

それでは、早速質疑に入ります。お持ちの委員さんおりましたら、挙手の上お願いいたします。

ございませんか。はい、なしということで、それでは町民サービス課に関わる審査を終了したいと思います。ご苦労様でございます。

それでは暫時休憩いたしまして、再開を20分にいたします。

休 憩（午後2時07分）

再 開（午後2時21分）

委員長（小西秀延君） それでは、委員会を再開いたしたいと思います。この時間からは消防本部の審査ということで始めますが、各課をお願いしていたのですが、説明を冒頭いただくことになっておりますが、特に説明をしたいところをピックアップして、あればご説明をいただきたいということで進めております。どうぞ、よろしく願いいたします。はい、前田消防長。

消防長（前田登志和君） それでは、消防費にかかる経費につきまして、総体的にですね、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。消防力、消防の力なんですけれども、消防力の充実強化をするにはですね、人と機械と水と、この3つの柱を重点に整備をしなければなりません。

はじめに人ですけれども、これは、消防職団員の人員を確保することは当然なんですけれども、教育や訓練の実施、それから資格取得。これらの人材の育成が重要であります。救急救命士の資格をはじめとしまして、北海道消防学校に入校させまして、専門教育の受講や消防で必要とされる各種資格の取得をさせて、技術知識の習得を図るとともに、職員の指揮の高揚を図っております。今後の課題といたしましては、救急救命士が今後気管挿管をはじめとしまして、より高度な技術ですとか知識を習得するため、総合病院で研修を多く実施しなければなりませんので、それにかかる費用の増加が予想されます。

次の機械ですけれども、消防車・救急車をはじめ救助活動に使う道具、これらの資機材の整備につきましては、幸いなことに苫小牧の隣接ということで交付されております石油備蓄基地交付金。これが毎年12,000,000円ほど、これを財源としまして年次計画で整備を図っております。今後の課題としましては、ここ数年で消防の無線をデジタル化にしなければならないということで、膨大なお金がかかることから、管内の消防本部と情報をやり取りしまして、最小限の経費で更新をするよう検討していきたいと考えております。

最後に水の関係です。これは消火に必要な水の確保につきましては、密集地の消火栓は基準数を設置しております。防火水槽というのは、地震等によりまして水道管が破損しまして、消火栓が使えなくなったときに必要ということで、要所要所に設置しております。更に、異動する防火水槽としまして、10tの水を積載した大型水槽車を持っております。今後の課題としましては、消火栓がなにぶん古くなってきておまして、開閉弁がさび付いて水が出なくなっているようなことも発生しておまして、常に署員で点検及び軽微な修繕を行っておりますけれども、署員で手におえないようなものにつきましては、業者に委託をしたり、本体を交換しなければなりませんので、それらにかかる経費が必要となってきております。以上概略ですけれども、大まかな消防費に概要、今回の主要施策のほうに書かれている分につきましては、この他消防救急・救助及び各種災害の対応にかかる経費。それから火災予防ですとか、消防団の活動に要する経費となっておりますので、よろしくご審査をお願いいたします。以上です。

委員長（小西秀延君） はい、それでは、委員からの質問を賜りたいと思います。はい、谷内委員。

委員（谷内 勉君） 110ページですね、ちょうど中段くらいなんですけど、主な研修内容というところがありますよね。この中で見えた、研修と一部の免許の名前という資格の名前が書いてあるのですが、実際、今やっけていて免許が不足しているだとか、これは必要だというのがありましたら、まず1点お伺いしたいと思います。

委員長（小西秀延君） はい、前田消防長。

消防長（前田登志和君） さしあたり、消防業務を遂行する上での免許につきまして、不足でその業務

が遂行できないというようなものについてはございません。

委員長（小西秀延君） はい、谷内委員。

委員（谷内 勉君） 今の件については了解いたしました。それからですね、112ページなんです、上の段の消防施設整備事業というところがありますね。その空気呼吸器5台ということで、これは購入したのだと思うのですが、これは定期的な購入をしているということによろしいのでしょうか。それとまた、これはある程度、高圧容器の部類に入ると思うのです。ですからこれは当然、点検をしなければなりませんよね。そういうことを含めて、ちょっとお教えてください。

委員長（小西秀延君） はい、前田消防長。

消防長（前田登志和君） 今回の空気呼吸器につきましては、現在あります空気呼吸器が耐用年数が切れまして、高圧ガス法によりまして交換しなければならない年限がきましたので、2年間をかけてポンペ等の更新をしております。いまおっしゃられたように、定期的な圧の検査につきましては、これとは別に順次実施しております。これは購入した部分の内訳でございます。

委員長（小西秀延君） はい、谷内委員。

委員（谷内 勉君） 細かいことを聞いて申し訳ないのですが、この空気式呼吸器ですね、現在何本くらい常備しているのでしょうか。

委員長（小西秀延君） はい、前田消防長。

消防長（前田登志和君） 34台です。

委員長（小西秀延君） 谷内委員、よろしいでしょうか。それでは、その他お持ちの方。はい、近藤委員。

委員（近藤 守君） 昨年出光火災に出動されましたね。そのときの要請とか、こちらから行くという、どういう形でいかれたのかということと、それに関わった費用というのがあると思うのですが、それはどうなったのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

委員長（小西秀延君） はい、前田消防長。

消防長（前田登志和君） まず、最初に要請のあり方につきましては、発災地の消防本部のほうから、どのようなものが必要かということで、各道内に4つのブロックがありまして、道南、道西、道北、道東というようなブロックがありまして、その各支部長を通じまして派遣要請がくるようになっております。ですからうちの場合は同じ道南ブロックでしたので、苫小牧のほうから直接必要な水槽車を出してくれというふうな依頼がありました。費用につきましては主幹の方から概略。

委員長（小西秀延君） 越前主幹。

主幹（越前 寿君） 費用についてお答えいたします。費用につきましては、今消防長がお話したとおり、北海道消防相互応援協定によりまして、それぞれ応援をする側の消防本部の負担ということになっております。従いまして、このときには火災出動ですので、火災出動手当、これらを支給しております。ただ、現地で車の燃料につきましては、出光さんということもありまして、出光のほうで車両の燃料は入れていただきました。以上です。

委員長（小西秀延君） はい、近藤委員。

委員（近藤 守君） ああいう大きい火災は初めてだと思うのですけれども、実際行かれまして、隊員

さんの士気といいますが、行ってかなり勉強になったのではないかと思うのですけれども、その辺の状況はいかがですか。

委員長（小西秀延君） はい、前田消防長。

消防長（前田登志和君） 火災はナフサタンクの火災でありまして、皆様もご承知のとおり、どうしても今全国的にも持っている消火道具でもですね、対応できなかったと、最終的に燃え草というかナフサがほとんどなくなるまで消せなかったと。消火したのではなくて、燃えるものがなくなって消えたというふうな状況にあります。その後、今までは上のほうから泡をかける機械があったのですけれども、それが今大砲みたいな形ですね、下のほうからでもかなりのホースを5～6本まとめて飛ばすような大きなものが、海外にあるということで出光でも用意しております。一番の問題は燃えているところよりも、付近のタンクの冷却で、付近のタンクに火を移さないということがですね、最大の活動として行ってきました。それには消防車両を一杯入れまして、海水を吸い上げて付近のタンクに放水して冷却したというふうな活動が主でした。以上です。

委員長（小西秀延君） 他にお持ちの委員。はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） ひとつは、111ページの救急救命士の養成なんですけれども、養成所に一人入れた。最終目標10人の救急救命士を養成したいという、その途中なのだと思いますけれども、その話しは聞いていますけれども。1人入校されて1,850,000円の経費が書かれているわけですね。一人養成していくのに毎年これだけかかっていて、一人養成するのにどれくらい費用ということになるのか、そしてどんなものにお金がかかっているのか、その辺りの内容を教えていただければというふうに思います。

もうひとつは、消防団員の高齢化といいますが、そういう中で、なかなか団員が集めにくくなっているみたい話を前に聞いていたのですけれどもね、そういう意味からいって今はそれなりに団員が確保されているのかと思いますけれども、今後の見通しという形でどういうにおさえられているのか、その辺を教えてください。

委員長（小西秀延君） はい、前田消防長。

消防長（前田登志和君） はじめに、救命士の養成にかかる経費でございますが、111ページの一番上の段でございます。2,508,741円という数字が1人の救命士を養成するためにかかる経費であります。その内訳につきましては、やはり一番大きいのは、札幌市消防局で行っております救急救命士の養成所に6ヶ月間入れるということでございますので、そこにはいる入寮経費といいますが食事代とか、そこにずっと入ってしまいまして、ここから通うわけではないものですから、その入寮代が旅費というような部分があります。それから、この負担金とか補助金というのは、これは大きな金額になっているのですけれども、寮にたいして支払うお金になっております。教育負担金になっております。

あと、お医者さんですとか、そういう方呼んできて講師としてやっているものですから、それに対する費用の割り返し分がここにかかっている部分であります。

次に団員の関係でございますが、やはり5分団ありまして、社台分団、白老分団、萩野・北吉原をまとめて萩野分団、それから竹浦分団、虎杖浜分団ということで町内5つの地区の分団がございますが、欠員が1名ということで、今ほとんど満度には入っておりますけれども、これからはご指摘のとおり高齢化と

いうものが進んでまいりまして、若い人の確保の中でかなり各分団長さんが苦勞しているようです。今後につきましては、どうしても無理な場合については、団員さんの定数を考えていかなければならないかなと。今女性が10名なんですけれども、男性の方がウエイトが大きいのですけれども、今後はもうちょっとウエイトを女性のほうへ持っていくことも考えなければならぬかなというふうに考えております。

ただ、現在の分に関しては欠員1名ということで、さほど深刻な状況にはありません。

委員長（小西秀延君） はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） ひとつ目のほうの、2,500,000円というのはわかったんですけれども、一人養成終了するまでに2,500,000円あればいいということなんですか。これ、6ヶ月間行ってくればそれで資格はきちんと取れるという、ここで予算を組んでいる2,500,000円あれば、救急救命士は一人養成できるというふうに考えていいわけですね。ということがひとつ。

それから、団員の募集の中で女性のことも考えなければならぬということでしたけれども、今まで男性がやっていたその仕事を女性が変わってできるというような仕事の内容になるのかどうか、その辺りはいかがなのでしょう。

委員長（小西秀延君） はい、前田消防長。

消防長（前田登志和君） まず、救命士の経費の関係ですが、これにつきまして救急救命士という国家資格を取得するのにかかる費用でございます。6ヶ月間の勉強、それを受験するために6ヶ月間やらなければならない実務経験みたいなものなのですけれども、それをクリアしなければならない。普通の方は、3ヵ年やらなければならないのですけれども、消防署で救急に乗っているという実績のあるものについては、6ヶ月間の教育を受ければ受験資格が得られるということになります。お医者さんなどからいろいろ6ヶ月間勉強して国家試験を受けます。90%消防の方は受かると聞いております。白老の消防でも養成に行っていままでに1度も落ちた方はいません。他の消防では1回目落ちてまた2回目受けているというようなことも聞いておりますけれども、白老の消防では国家試験、1回も落ちた者はいないで取得しております。

それでは、それでずっと良いのかと申しましたら、まだ今いろいろと気管挿管とか救命士がやる措置の拡大ということですね、その練習といいますか、その病院へも行かなければなりませんし、救命士が帰ってきてから常に医療というのは進歩しますので、常に総合病院へ行って研修を積まなければならないということになっております。ですからまた病院のほうへ、ただでということには行きませんのでお金がかかってくることになっていきます。

もうひとつは消防団員の関係なんです、やはり、男性の団員さんの確保ができないということで苦肉の策なんです、中には女性消防団であっても、消火作業をやっているところも、特に男性の方が日中とか、海のほうに出ているところなんかは女性の方がポンプを廻してやるというようなところもございまして、どんどん女性消防団につきましては、これから高齢化社会を迎えますので、老人の方の防火訪問ですとか、火災予防にかかる防火指導ということになるかと思っております。

委員長（小西秀延君） はい、その他ございますでしょうか。はい、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 斎藤副委員長に付随してなんですが、今回も災害がありまして、その消防団員の中の女性の役割というのはもっともっと大きくなっていくのでは、というのはさっきおっしゃったように

仕事に皆さん行って、災害というのはいつ起こるのか分からないのですね。訪問はもちろん女性のいろいろな面での必要性もあると思うのですが、実質的に男の方がいないことが多いときに、もし起きた時の女性の対応というの、今後必要になると思うんですよね。そういうことを含めて、訓練とか、何かのときにどういうふうにしたらいいのかということを知識として覚えておくということも、今後すごく大事なことでないかと思えますし、女性の割合も増えてくるのが望ましいのではないかと思うのですけれども、意見として書いておいてください。

委員長（小西秀延君） 他にございますか。ないようであれば私のほうから、斎藤副委員長の質問の続きになるかと思うのですが、人間力を増していくということに関して、救急救命士というものを2,500,000円で養成しているということなんですが、研修でまたお金がかかっていくというのは、先ほどいわれた総合病院での研修を、この救急救命士の方が、取っていく人が、必ずまた研修を継続して行って、そういう予算が増えていくということで理解してよろしいでしょうか。はい、前田消防長。

消防長（前田登志和君） 救急救命士が、すべてそういう気管挿管ができるとかというような研修をクリアすればいいのですけれども、これは受け入れ態勢の関係もありますので、一遍にということにはなりません、徐々にそういうふうなことができる救命士を増やしていきたいと考えております。その分の予算ですが。

委員長（小西秀延君） 他にございますか。根本委員。

委員（根本道明君） 110ページの主な研修内容の中で、下の方に大型免許酸欠第1種資格、特殊無線技能士、ガス溶接技能士（1名）ずつになっていますが、これは毎年1名なのか、1名分の予算がないから1名なのか、その辺のことを質問します。

委員長（小西秀延君） はい、前田消防長。

消防長（前田登志和君） 予算ということではなくて、これにつきましては消防のほうで、業務上必要ということでの養成でございます。当然、大型免許にしても職員全員に与えるという考えはございません。当然我々は、そういうふうなものを取得しておりませんし、特に救命士の資格をとる者については、どちらかという大型の車に乗るといったようなことがありませんので、それらの者についても取らせないというふうな考えを持っておりますので、あくまでも業務に必要な分ということで、これは目的が達成された時点では終了したいと考えております。

委員長（小西秀延君） はい、他にないようであれば審査を終了しますがよろしいでしょうか。それでは以上で、消防に関わる審査を終了いたします。ご苦労様です。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時44分）

再 開（午後3時00分）

委員長（小西秀延君） それでは、委員会を再開いたします。土木課の所管する審査に入りますが、各課をお願いしております。冒頭説明の時間を取っておりますが、特に説明が必要だという事項につきまして、ピックアップをしてご説明をお願いしたいと思います。それではよろしく願いいたします。

はい、山本課長。

土木課長（山本憲次君） それでは、今ご指摘ありましたようにですね、主なものつきまして概要を説明させていただきたいと思えます。最初にですね、93ページの土木費からなんですが、1目の土木総務費であります、下のほうに表が出ております。道路整備状況でございますが、それについて説明をいたします。路線数が822路線、道路実延長が445,495mのうちですね、改良済み延長が253,875m、改良率が57%となっております。それと、舗装済み延長215,853m、舗装率といたしまして48.5%という状況になっております。

次に、94ページです。2項の道路橋梁費1目の道路維持費でございます。主な事業内容といたしましてはですね、道路污水管等の清掃・除雪・舗装道路補修・道路施設等の維持補修が主な内容となっております。臨時事業といたしまして、道路排水処理工事と町道改修事業でございますが、道路排水処理工事といたしましては、石山団地排水路といずみ団地の2カ所を行っております。また、町道改修事業といたしましては、舗装・補修工事が竹浦飛生線他1路線、延長にいたしまして281m行っております。それと簡易舗装等工事でございますが、クッタリウス東1番通り他2路線、延長にいたしまして323.1m行っております。そのほかですね、その他といたしまして経常費のほうで、簡易舗装工事を2路線行っております。この延長が390.2mでございます、合計713.3m簡易舗装工事を行っております。

次に、95ページでございます。2目の道路新設改良費につきましてはですね、補助事業といたしまして、石山大通り、白老滑空場線の改良舗装工事を2路線を行っております。単独事業といたしましては、虎杖浜保育所横になりますが、虎杖浜西5号通りの改良舗装工事の3路線の事業を行っております。なお、この間もご説明いたしましたように、石山大通については本年度で工事完了という予定になっております。

次のページ96ページです。4目の交通安全施設整備費でございますが、これの主な業務内容といたしましては、町道区画線の設置工事と萩野人道跨線橋の局部改修工事を行っております。

次に98ページです。2目の河川改良費でございますが、(1)河川改修事業につきましては、白老駐屯地内で行っておりますバンノ沢川砂防工事の1件でございます。平成14年、15年度事業で流路工が335.68m、落差魚道工が1基、それと床固め工が1基、排水工4基で、橋梁工1基を整備しております。15年、16年度事業で流路工が18.13m、それと床固め工1基、管理用道路が786mの整備を行っております。(2)なんですが、河川景観美化事業でございますが、この事業につきましては緊急地域雇用特別対策事業でございます、ウトカンベツ川でございますが、この流木処理を行っております。区間といたしましては白老川の交差するところから、仙台陣屋の端のところまでを行っております。これについては主なものが柳でございます、流水に支障をきたすということで要望のあったところでございます。私方が見た結果、非常に危険だということで、この緊急雇用特別対策事業費を使わせていただいて整備した事業でございます。

次に、99ページの3目の排水対策費でございますが、この(2)維持補修経費の主な内容といたしましては、排水路の維持補修と草刈等が主な業務となっております。次の(3)の排水施設整備事業につきましては、石山大通りの整備にあわせて進めてまいりました緑泉郷地区排水対策工事でございます。これが対象となっております。

次なんですが、ずっと飛びまして103ページ公園費に入りますが、次の104ページ3目の(5)萩の里自然公園整備事業でございますが、昨年の事業内容といたしましては、エントランス広場整備でござ

いまして、広場の植栽と東屋の整備を行っております。(6)公園施設里親事業でございますが、今年4月から本格的に届出がございまして、現在7団体7公園において届出がありまして、草刈等を行っていただいているというような状況でございます。(7)街区公園整備改修事業でございますが、昔の児童公園でございます。その既存公園施設の老朽化が進んでいるということで、年次計画を持ちまして遊具・施設の補修・改修等を進めているものでございます。

次に、ずっと飛びまして139ページ災害復旧費です。1目の公共土木施設災害復旧費でございますが、(1)萩野地区道路と(2)石山団地排水路につきましては、昨年の9月の十勝沖地震によりまして被災した個所の復旧工事でございます。萩野地区道路につきましては、皆様ご存知のとおり、萩野太平洋団地内の道路だとか排水施設でございます。石山団地排水路につきましては、旭化成だとかライラック団地を縦断しております排水路の積みブロック護岸にクラック入りまして、それも復旧工事でございます。

(3)でございますが、高台線災害復旧工事でございますが、これにつきましては平成14年10月でございますが、低気圧の通過に伴いその集中豪雨によりまして栄高校横の沢に隣接しております町道が流出いたしまして、ありました要壁も一緒に流れてしまったということでその災害復旧工事を昨年15年度に行っております。災害としては14年に行っておりますが、手続上翌年というかたちでやっております。以上簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。

委員長(小西秀延君) それでは、委員からのご質問をお受けいたします。はい、鈴木委員。

委員(鈴木宏征君) 確認。93ページなんですが、先ほど説明をいただいた表なんですけれども、当年度分が になっていますよね、303m。減っていますよね。これは路線を変更して短くなったとか、道道になったとか、どういう理由なんですか。

委員長(小西秀延君) 山本課長。

土木課長(山本憲次君) この303mにつきましてはですね、道路の廃止だとか、町道の廃止ですね。区域変更だとか、そういうふうな状況の中で減ってきたという。

委員長(小西秀延君) 他にございますか。はい、近藤委員。

委員(近藤 守君) 99ページの排水対策の欄で、一番したの緑泉郷地区の管敷設、約250の管で173mというのは、これは朝霧団地のなかのですか。

委員長(小西秀延君) 山本課長、どうぞ。

土木課長(山本憲次君) 管敷設工の 250L=173というのはですね、今いわれましたように朝霧団地内の排水工事でございます。

委員長(小西秀延君) はい、近藤委員。

委員(近藤 守君) 私、工事している時に見たのですけれども、雨が降ったときにね、流れているかどうか確認していないのですけれども、実際は流れているのですか、それだけ分かれば。

委員長(小西秀延君) はい、山本課長。

土木課長(山本憲次君) 当然流れるように、布設しておりますし、それをしてから朝霧団地が水が溜まったとかという苦情は一切きておりませんので、順調に流れていると思います。

委員長(小西秀延君) はい、近藤委員。

委員(近藤 守君) もうひとつ、萩の里公園の工事というのは、道の予算でいろいろやっていると思

うのですけれども、いつまでやるのですか。

委員長（小西秀延君） はい、山本課長。

土木課長（山本憲次君） 萩の里については、国の補助事業ということで進めておりまして、施設整備については概ね80%くらい終わったのかなという状況でございます。今後の整備状況といたしましては、工事のほうはこれからかかりますけれども、朝霧側の崖の修復というのかな、緑化工事と、東側の入口のエントランス広場の整備が少し残っているような状況です。その他につきましては、用地買収が主なものになりまして、土地開発公社で今かかえておりますが、それと合わせて19年度までに終わらせてしまいたいという状況です。それ以降につきましては、当面状況を見ながら着手していきたいと考えています。

委員長（小西秀延君） はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 今の、萩の里の問題、すごく住民に好評でわざわざ来てくれる人たちもいるということ。話を聞いているわけですがけれども、第1期工事が22,000,000円かけて15年度で終わっているはずですよ。16年から5年計画で第2期工事というお話を前にしたと思うのですが、この1期工事が終了する中で、好評だという状況についてどんなふうな利用のされ方をしているのか、大まかなところを教えていただきたいのがひとつと、16年度から19年度までの5カ年の中で、予算はどのくらいかかるのか、どんなふうに見積られていたのか、その辺り教えていただければと思います。それがひとつです。

それから104ページの里親公園は始まったばかりですから、これは関係がないかもしれないけれども、今7団体という話があったのですけれども、これ、大体思惑通りでしょうか。もっと本当は、もっともっと狙いを持ってやるつもりだったのではないかという気がするのですけれども、この辺りいかがなものでしょうか。

もうひとつ聞いておこうかな。94ページ、これから冬に向かうわけですがけれども、今道道の舗装整備、補修だとか改修だとかいろいろ出されたんですけれども、名前を見ると虎杖浜だとか竹浦だとか石山・ヨコスト、こんなところが全部名前が出てきますね。もうひとつ町内のでこぼこの道路改修、補修というのかな、どっか進んでいるのかどうなのか、直したところがあるのかどうなのか、その辺りはどうなっているのだろう。

町道のトラフだとか、雨水管だとか、そういう清掃のこともここに書かれていますよね。その中の全体に手が廻っているのかね、あるいは手が廻らないから何割かで留まっているのか、一応全部やっているのかその辺り教えていただきたい。

委員長（小西秀延君） はい、山本課長。

土木課長（山本憲次君） まず、萩の里の利用状況なんですが、言われましたように月平均1,000~1,200人くらい入園しているというような状況です。ですから年間大体12,000人くらい入場者があるというふうに。そういうふうな中でですね、現在札幌だとか、明日、明後日ですか、JRのヘルシーウォーキングということで、札幌方面から400名だとかという人があそこにくるという状況でやっています。そういうふうな中でですね、何が目的かといいますと、やはり自然が目的みたいですね。自然の中をあれだけ歩けるといのが、やはり相当魅力的な状況みたいですね。1,200人の中にはですね、当然地元の方が毎日歩くという状況も含まれておりますけれども、ただ、記入されているのがそういうふ

うな人数ですから、人数からいったらまだ、全体に7ヶ所の入口があるわけなんですよ。いろいろなところから入ってきて抜けていったりですね、センターハウスを通らないで行く人もたくさんおりますので、そういう人も考えるとですね、まだまだ利用されているのかなという状況です。

利用状況についてはそういうような、特に施設はないのですが、そういうふうな自然公園という中で、魅力的に感じているということでございます。それと、16年から5カ年の資料につきましては、今取りに行きましたので、後ほど説明させていただきます。

里親につきましては、先ほど説明したように7団体7公園ということでございますが、当然、私どもの狙いとしたしましては、まだまだ、里親になっていただきたいなという思いは持っております。全部で街区公園は24ございますので、そういうふうな中でですね、半分くらいはいていただきたいなということで、いろいろとPRをしているという状況でございます。これもあくまでもうちのほうから押し付けという話しにはなりませんので、町内会だとか、そういう団体のご理解を得ながらですね、進めていかなければならないという状況もございまして、ちょっとスローになるのかなというところでございます。

あと、道路の補修につきましてはですね、町内補修しているのかということなんですが、簡易舗装だとかオーバーレイにつきまして先ほど説明したとおりでございます。その他、主な維持補修といたしましてはですね、パッチングといたしまして、穴のあいたところの補修だとか、そういうものを週2回のパトロールを行いまして、ある程度固めて早目、早目に補修を行っているという状況でございます。その他にですね、今年の場合は、先ほど話がありました栄町だとか、これから出します病院の横だとか、美園団地ですか、その辺の凹凸の部分の改修だとか、要するにアールが小さくて、巻き込みが小さくて、緊急車両が、大型車両が通行するのに支障が出るとか、そういうような改修だとか、排水改修を主にした工事も、今年新たに予算をいただいてやっているし、これからもやるという状況でございます。

あと、清掃につきましては町内全部一遍にやっているのかといたら、やっておりません。土砂の堆積だとか状況を見ながらですね、区間を決めてやっているというような状況です。ですから、ほとんど隔年、全部廻るといったら3～5年になるのか、分かりませんが、状況を見ながらやっているというのが実態です。その他にですね、緊急的なものは常時やっております。詰まってそこがあふれてどうもならないとかという場合は、その都度やっているというような状況です。

先ほどの萩の里の2期計画なんですが、当初の計画は16年から5カ年で計画しておりましたが、先ほど説明いたしましたように、一応それを変更いたしましたして16年から19年までという計画を立てております。内容につきましては、先ほど申し上げましたように工事につきましては朝霧団地側の崖崩れの緑化工事と、東側の入口のエントランス広場の整備が主なものになってきます。後は、土地開発公社でかかえております用地の取得でございまして、事業費といたしましては工事費で134,000,000円。用地費が163,900,000円ですね。その他事務費が14,100,000円ありまして、合計で312,000,000円という予算を組んでおります。

委員長（小西秀延君） はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） これ、将来に関わることだから。萩の里の、これから19年までの間に312,000,000円かかるということ。これ、萩の里公園を整備していく段階で、長いスパンで考えようというのがあったのではないかと、こんなにお金をかけて整備をしていくというのは、当初の予定から全

部あったのでしょうか。かなり、金をできるだけかけないで長く引っ張っていかうという確認があったのではないかという気もするのだけれども、それは違うのでしょうか。ということがひとつ。

それから、里親公園、これも今始まったばかりですけれども、ひとつの団体で何人くらいずつ組織化されているのか、多分町内会で団体を組んでいるのだらうと思いますけれども、ひとつの団体で何人くらいずつそういうのをやっているのか、参考のためにお聞きしておきたいのですが。

委員長（小西秀延君） はい、山本課長。

土木課長（山本憲次君） 萩の里については、今資料を取りに行きましたので後ほど説明しますが、今の里親制度の届出人数なんですけど、大体少ないところで5～7名くらいが主でございます。ただ、一団体だけ39名というところがございます。

委員長（小西秀延君） 斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 道路の問題でね、町内の凸凹のところを今年予算をつけて、何とかしてもらったようになったというのだけれども、この15年度で凸凹改修というのは、穴があいたら随時埋めるという程度でおさえてきたのかね、ある程度の長さで修理したとか、そういうようなのは15年度ではできなかったということなんですか。

委員長（小西秀延君） はい、山本課長。

土木課長（山本憲次君） 言われておりますのは、未広だとかそちらのほうだと思うのですが、15年度ではほとんど未広の中だとかそういうのは手をかけておりません。やはりパッチングが主でございます。その舗装・補修につきましては、先ほどいいましたオーバーレイが主で、飛生線だとかせいぜい2路線から3路線程度というような状況で進めてきております。ただ、未広だとか緑丘方面につきましては、パッチング程度ということで、今年度初めて1～2カ所、ハンドルが取られるというようなひどいところを補修が入っております。

委員長（小西秀延君） 斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 今の件は、配水管掃除、よく冬になって詰まるとか、春先など水がたまって大変だと。職員の方が飛んで行ってすぐにやってくれるという話しは聞いているのだけれども、やはりそういう個所というのはかなりあるんじゃないのかなという気がするんですね。木の葉や何かで詰まって、それでもやはりある一定の区間で決めてやっていかなければならないくらいなんだろうかと、もっと広くそういう清掃ができるだけの予算というのはないのかどうかだね。

委員長（小西秀延君） はい、山本課長。

土木課長（山本憲次君） 確かにですね、冬の水の問題につきましてはですね、土砂が影響しているのはほとんど少ないと思うのです。冬なものですから、管の流れだとか、氷の塊だとか、シャーベット上の雪が落ちたりなんだり凍ってしまって、融雪時に水がたまってしまふ、管の中が凍ってしまうという状況が主なものですから、そういう土砂がどうのこうのというのは、ほとんどないのではないのかなと見ております。融雪時の水対策ですね。

先ほど、萩の里の件なんですけど、整備計画につきましては、先ほどいわれましたように1期、2期、3期とございまして、平成10年から29年までの計画になっています。1期工事につきましては15年度で終わりました、2期工事が16年から22年ですね。第3期計画として平成23年から29年というス

パンで計画を立ててきたわけですが、一応2期計画が19年度までと計画しておりますが、これにつきましては、あくまでも先ほどいいましたように土地開発公社でかかえている用地の取得が主なものでございまして、それに付随しまして補助事業でやるものですから、工事費も一応付けなければならないというかたちの中、崖につきましては道路まで崩れてきたということで新聞でも報道されておりますが、そういうふうな中で緑化対策をしていくということで道と協議しましてですね、今年度から予算をいただいてやるというような状況でございます。長いスパンで、確かに見ていたのですが、他の3期計画につきましては、主に高速道路側、ウヨロ川のほうの整備でございまして、この辺につきましてはホクレンの用地の問題だとかいろいろございます。パークゴルフ場だとかなんだとかも全部計画はあるのですが、これにつきましては、今急いでやる何者もないのではないかとということで、とりあえず19年度の最小限必要な入口の整備と、崖崩れと、用地取得をしようということで19年度まで行いまして、一時凍結しましょうという考えでございます。

委員長（小西秀延君） はい、その他ございますか。はい、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 2点ほど教えていただきたいと思います。98ページの河川景観美化事業というのがありますが、これは道の緊急地域雇用特別対策推進事業としてやっているの、臨時的なものになっているのですが、これはどのような事業をして、確か河川に木か何かを植えたのかなと。それを教えていただきたいと思います。

それと、もう1点は、先ほども質問が出ておりましたけれども、公園施設の里親事業、104ページのところなんです、この時点では臨時として201,000円ということで、これは1カ所だったというお話がありましたけれども、今現在は7団体で7公園ということで、先ほど質問にも出ていましたけれども、24ヶ所あって、できれば全部里親ということで、これはやっぱり地域の公園を地域が守っていくということでは、すごいことではないかと思うのですが、どのような働きかけをしているのか。さっきいっていたように分からないの、というのが多いのかな、公園によって違うと思うんですね。ですから、個々にというかね、違うと思うんですよ。どういう説明をしていくのか、何人くらいいたら公園というのは管理ができるのかというのは分からないんじゃないのか、なんとなく手を出せないでいるのという部分もあるんじゃないのかなと思うので、公園のある地域の団体、町内なら町内に、個々に働きかけて、ここはこういう状態でこうなので、これくらいの人数でできますよと働きかけをしていっているのかどうか、その点をうかがいたいと思います。

委員長（小西秀延君） はい、山本課長。

土木課長（山本憲次君） 先ほどの、河川景観美化事業でございますけれども、これはですね、先ほども説明したように植樹だとか、そういうのではなく、あくまでも河川敷地内に生えている柳、流木、木が太くなって流水に支障をきたしているという状況から、その中の木を全部伐採したという事業でございます。それだけでございます。要するに緊急雇用ですから、人を使ってですね、事業をしたという。

もうひとつ、里親制度の働きかけなんです、これにつきましては、私ども昨年の10月に要綱等を作ってですね、各町内会長さんに文書でお送りしたり、広報等もやりましたし、町内会長会議等機会があるたびにですね、趣旨を説明している状況でございます。また、出前トークだとか、ございましたら行ってですね、説明もしておりますし、そういうふうな中で、町内会についてはある程度了解というのか、内容

はわかっているのかなという状況ですね。内容につきましてもですね、特別なことをしてほしいという話しではなく、草刈に例をとっても、町では年4回やっております。そのうち町内会で1回やります、2回やりますとか、遊具につきましても軽度なペンキ塗りだとか、保守・点検ですね。見回りをしてもらうとか。補修につきましては町に連絡し、町がそれを直すとか。そういうふうな程度なものですから、無理な作業というのは特に、うちのほうも要求もしておりませんし、できる範囲の中でその団体がやって欲しいということは、啓蒙しているという状況ですね。

その内容としては、かかる資材につきましては町で支給したり対応したりしますよということで進めているという状況ですね。

委員長（小西秀延君） 他にございますか。はい、根本委員。

委員（根本道明君） 98ページの今吉田委員から質問がありました河川の美化なんですが、これ定期的に何月くらいにやっているのかということが、まず1点教えてください。

委員長（小西秀延君） 山本課長。

土木課長（山本憲次君） これはただ切るだけなものですから、一応予算申請した中で、15年度は8月に申請して9・10月で実施しております。

委員長（小西秀延君） はい、根本委員。

委員（根本道明君） 予算計上が8月ということであれば、当然、単純にその辺に行くのかなと思いますけれども、9・10月といったら非常に木の葉が繁っている一番量の多い時期に当たるんですね。ですから、緊急雇用対策といってもですね、葉のない時期にするべきではないのかなと、単純に素人考えでそう考えます。

それとですね、全般的に土木の人方が組む予算を見て、非常に町民が頼りにするというか、一番接点がある部分で、非常に少ない予算で、職員がアスファルトの袋を持って行ってパッチワークをしたりですね、僕の見える範囲内で良くやっているなというふうに見えるのですが、そういうふうな中でも、みんなと同じように予算編成のときに5%マイナスシーリングをかけられていく。この部分なんですが、果たしてそれでいいのかなと考えるんですね。他の課に、僕知っているわけじゃないんですよ。土木課だけには僕いたいの、これは果たして横並びで削っていいって町民のための、一番町民サービスと関わり合いのあるところで、窮屈ではないのかなと。その分、しわ寄せが町民に来ているわけなんです。だから、そういうようなことをきちんと整理してもらったほうが良いのではないのかなと思うんですね。そこら辺のことを、全般にわたってどのように課長はとらえているのか。

委員長（小西秀延君） はい、山本課長。

土木課長（山本憲次君） 私どもとしては、担当といたしましては、予算が多ければ多いほど、やはり良いという、それだけ苦情に対応もできますし、自由に動けるのかなという状況なんですが、確かに財政全般からいくと、昨年も5%というかたちの中で、努力させていただいております。また今年も3%とシーリングというかたちの中できておるのですが、今私ども予算編成組んでいる中では、非常に厳しいという、それを削ることによってどこかここかにしわ寄せが行くということですから、今日も係からあがってきたものを見たのですが、3%を切るのは難しいということで、1%だとか1.5%。そのくらいが山なのかなと。それで要求書を上げて、折衝しなければならぬのかなということで、私どもは努力してい

ますね。

委員長（小西秀延君） はい、根本委員。

委員（根本道明君） 決算審査というのは、こういうこともやはりとらえておくべきだと思うんですよ。各課の内情とかもとらえておくべきだと、今日は助役がおりませんけれども、その点については、この決算の報告の中に、どういう形で織り込むのかは別としまして、きちんとそこら辺は整理してみたいと思います。

それから、1点目の説明についてはどういうふうに考えます。

委員長（小西秀延君） はい、山本課長。

土木課長（山本憲次君） 当然ですね、木を伐採するについてはですね、林業もみな同じですが、本当に冬にやるというのは、山出しだとかいろんなものを考えた中でですね、冬の葉が落ちたあとが一番適切ではないのかなという状況でございますけれども、たまたまそれほど、今回の場合は柳ですから、特別大きな木でもありませんし、確かに捨てる量は増えますけれども、事業の内容からしても緊急雇用対策ということもございますし、そういうふうな中で、補助事業ということもございまして9月に発注させていただいた、早期にやらせていただいたということでございます。

委員長（小西秀延君） はい、根本委員。

委員（根本道明君） なぜこれを僕が言ったかといいますとね。たまたま見ているときに、川に土木課からの指導だろうと思いますが、やっている作業員の人は、葉を落とさないように川にネットを張って、非常にやりづらい方向でやっているんですよ。漁組との間でね、鮭の稚魚の放流だとか、そういうふうなことで、そういう時期を選んでいるのかなと。それであるならばね、もっと漁組のほうとの話し合いをきちんと整理して、お互いに良い時期にやる時期を考えるべきではないのかなというふうなこと。草が生えるのも、土木課で発注しているのだろうと思いますけれども川の草を刈っていますよね。その時期も、大きく草が繁って刈るのと、まだ春先に芽のうちに刈るのと違うんですよ。芽のうちに刈ってもまた草が生えるだろうという考え方がありますが、芽のうちに刈っておけば今度草の出る種類が違って来るんですよ。茂り具合が違って来るんです。この辺のことはプロですから分かっていると思いますけれども。そういうふうなことで、無駄な時期の発注の仕方というのは、時期の選定というのをそちらのほうでもやっていると思いますけれども、これからそういうふうなことで、できるだけ人区をかけないように、町民から見て無駄だなと思うようなこともないようにやっていただければと思いました。

委員長（小西秀延君） ご要望ということでよろしいですか。他にございますか。

ないようであれば、最後に私も根本委員と同じような、少ない予算でどう効率的にやっているかということをご質問したかったのですが、そういう部分は予算関係、助役にお聞きするとしても、町民のニーズというのは、ここ数年予算が削られていっているのに対して、そのニーズは処理し切れなくて増えていっているのかどうなっているか、現状を把握しておられるかをお聞きしたいのですか。はい、山本課長。

土木課長（山本憲次君） 確かに、町民の要望件数につきましては、年間を通して変わらないのかなと思っております。そういう中で予算が削られると、要するに遅れていくところもございますけれども、それは、うちのほうも電話がきたら必ず職員が出向いて、電話だけで答えるのではなく現場を一緒に立ち会いながら、その状況を見ながら、「これならまだ待てる」だとか、「すぐにやらなければだめだ」とか、要

望者とお話ししながら進めているものですから、急ぐところはすぐにやりますよ。でも、この現場を見た限りでは、「来年まではいいのではないですか」とか、そういうふうな話し合いの中です、説明責任を取りながら、職員が対応してやり繰りをしていっているというような現状でございます。

委員長（小西秀延君） ニーズには追いついていっているという理解でよろしいですか。待ってもらっているといったほうが早いですね。

土木課長（山本憲次君） 今いわれましたように、待ってもらっているのが現状でないのかなということとあります。2ヶ月でも3ヶ月でも、排水路ひとつも見たら、「まだこれは大丈夫だよ。こういうふうになったらもう一回いってください」とか、そういうふうなやり取りの中で進めてきているというのが、今の状況でございます。

委員長（小西秀延君） はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、ないようであれば土木課の審査を終了したいと思います。ご苦労様でございます。

本日ちょっと時間が早く進んでおりまして、できれば11月1日予定の、議会事務局の審査を、この後に、先に入れてしまって4時から再開したいと思います、ご異議無いでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、4時から議会事務局の審査ということで、入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは暫時休憩します。

休 憩（午後3時51分）

再 開（午後4時00分）

委員長（小西秀延君） それでは、委員会を再開したいと思います。議会の審査に移りますが、説明を山崎局長お願いいたします。

議会事務局長（山崎宏一君） 主要施策の13ページ、14ページでございます。これについて、事務局は当然ですけれども、議員の皆さんも携わっていただいているということから、個々の説明は差し控えさせていただいて、全般的なものについて、簡単にご説明申し上げたいというふうに思います。

例年90,000,000円強の予算がございまして、ここにも、上のほうに書いてありますとおり、80,000,000円強の予算になっております。これは、ご承知のとおり、15年度10月に議会の解散ということがございました。そういう中で特に委員会活動、間接的になりますけれども、議会にかかわる研修だとか、そういうものがですね。ちょうど10月前後にですね、非常に多かった部分があるものですから、それが、解散ということで、参加をできないということもございまして、14,000,000円強のですね、減額補正をしているというのが現状でございます。

そんなことで、昨年はちょっと例年の予算・決算よりも数字的に、また、後ほど説明しますが、委員会活動の日数等もですね、例年より減少しているという傾向にございます。それは先ほどいった、議会の解散に伴う直接・間接的な影響というのでしょうか、でそういうことになってございます。

例年とですね、特に変わっているものはございませんけれども、先ほどいった議会・委員会活動等々が減っているという中で、ひとつの流れの中でお話ししたいのですが、現在議会改革を進めております。第1次では18項目、第2次改革では17項目だというふうに思いますけれども、それが進められておりま

すが、必ずしも予算上現れてこない部分と、現れている部分というのがございます。これも先般、だいが前になりますけれども、特に議運でなんですけれども、議会改革の効果の額を、内容は別にしてお示しさせていただきます。

それで、議会改革は、平成11年度から予算・決算に絡めますと15年度まで、また当然16年度もやっておりますけれども、11年度から15年度までで約60,000,000円の削減を図って下ります。15年度単年度で見ますと15,400,000円ほどでございます。これは、累計で積み重ねてきておりますので、主なものは議員定数22名から20名に削減した。そういうものがございまして、また、今委員会で実施しております委員会の道外視察。これも当時5泊6日を、現在4泊5日にしております。次期にあります東京以北の、所管事務調査の一貫である道外視察、これも当時3泊4日を、現在2泊3日にしていると。いろんなそういうことだとか、また、特に予算的には大きいのは、委員会又は臨時会ですね、会議録がございまして、これなんかですね、当時は臨時会のものは札幌の会議録センターというところに出して、1時間23,000円ほどの予算でやっていた時期もございました。また、平成12年の1月から情報公開条例が制定されまして、議会もそれに入りまして、情報公開をしております。その機会に、いままで委員会等の会議録については、要点筆記ということで、いってみれば事務局のほうで、議員さんが申し上げます質問、また町の答弁を要点筆記で書いていたものをですね、情報公開されるということを機会に、全文筆記にしたと。それが非常にお金のかかる部分でございますけれども、いろいろ今までの議運の中なんかですね、ご理解いただきまして、町内にお住まいの主に奥さん方なんですけれども、公募したところ、幸いにも20数名という応募に対して当時は11名の登録をさせていただいて、現在、9名くらいに転出したりなんかして減っておりますけれども、そういう中でやられている皆さんには、予算的には少ないかなというふうに思いますけれども、1時間10,000円という形で進めていると。そんなことも、機会に、会議録なんかですね、会議録センターでやりますと、1冊ページ数によりましてけれども1冊800円とか900円とかという数字になるのですけれども、そういうものも製本は事務局でやりますと。従って、原本だけいただければこちらで印刷して1冊の会議録にしますということなんかですね、いろいろ議運辺りなんかからも、そういうお知恵を拝借しながらやっております、そういう部分でも非常に予算の削減に逆になってきているという傾向にございます。

そういう中でですね、14ページを見ていただきたいと思いますが、上段からちょっと下に、議会活動暦年というふうに書いてございますけれども、参考までに定例会の開催については、もちろん見ていただければ分かりますが、第1回から第4回まで22日間ございます。これが多いか少ないかということは、一概には言えないと思いますが、人口20,000人以上の町村というのは白老を含めて11町村、実はございます。それで、その平均を取って見ますと大体年間15.5日間という状況にございまして、これは実日数でございまして、白老町のほうが6~7日くらい多いという状況にございます。統計的なものでございます。臨時会は、その町村のいろいろな状況によって開催するので比較にならないかなと思いますけれども。15年は7回、7日間開催していると。皆さんの臨時会の開催、7日間となっておりますか。3日ですね、7日間にご訂正をいただきたいと思います。

その下に委員会活動もございます。これも、15年の暦年でございまして3常任委員会で30日間やっております。これは先ほど話しました人口20,000人以上の町村の平均は41日間ということなんで

すね。これは、うちは3常任委員会ですが、それぞれ町によっては4つの常任委員会を持っているところもあるんですよ。これは累計になっていますのでね、ですから単純にうちが少ない、多いという話しはできないのですが、4つの常任委員会を持っているところもあるし、3つの常任委員会を持っているところもあるということで、単純に比較できないのですが、41日間が平均だと。

特に先ほど話しましたように、去年は議会解散ということで所管事務調査もですね、この期間実施していないという時期もございましたので、去年は異例かなというふうに考えております。議会運営委員会なんですけれども、これは3常任委員会とは別なんですけれども、31日間開催してございますが、人口20,000人以上平均ですと、20日間というふうになっております。これは当然1委員会ですから、これは単純に比較できるかなと、だけれどもそれぞれの町の状況によって開催してございますので、うちの場合はそういうことからいっても、非常に多いのかなというふうに考えております。

また、その下の特別委員会については、予算決算も含めてなんですけれども、このような開催日数になってございます。これは一概に、他の町とは比較できない部分もございまして、特に比較はしておりません。

最後に議会だよりの発行ということで、これもご承知のとおり特別委員会を設置いたしまして、発行をしておりますが、先ほど話したように去年は議会の解散によりまして、1回ですね、発行を見合わせているという状況にございます。そういう中で、去年はちょっと、先ほども話したように議会運営上特質な年でしたので、予算も例年より、結果的には減っているということになっております。それと、申し遅れましたけれども、来年度の議会の予算もございまして、先ほど土木課からも出ておりましたように、例年マイナス5%シーリングということでマイナスになってきております。今までは、できるだけ議会の運営上、支障のないように5%をカットしようということでもして、実はその内容は何かと申しますと、例えば良い悪いは当然ございまして、新聞ですね。3社を2社にするとか、広告も今まで7回のを5回にするとか、特に大きいのは本の加除でございまして、議会関係の本が出ておまして、最小限そろえておりますが、年間20数万円の加除の台本もございまして、そんなものですね、それに代わるものはなかなかないのですが、単行本に変えていこうと。物によっては3,000円、4,000円で購入できるものから、それをそろえたほうが良いだろうというようなことで、その辺を削減したりですね。また、会議の負担金なども、町全般の方針でございまして、職員の会議負担金は出さないよと。そんなことなんかもですね、含めて議会運営上直接影響のないものを中心にやってまいりましたが、来年の話は決算と直接関係はありませんけれども、来年はマイナス3%シーリングということになってございます。そんなことで、議会もさることながら、町全般としてなかなかきゅうきゅうとしていると。落とせるものがだんだんなくなってきているという実は、状況にございまして。議会もそういうことになってきておまして、先般の議会運営委員会においてもですね、課題としてなんです、今の4泊5日の東京以南、2泊3日の東京以北の研修旅行をこの機会に、必要性だとか、宿泊数を短縮するだとか、そんなこともですね、だんだんどうするかという検討を強いられてきているということにございまして。

最後なんです、先ほどの議会改革も含めてなんです、口幅ったい言い方をして申し訳ございません。なかなか他の町村なんかもですね、議会に、議会の中身に手をつける、改革するというのは聖域の範囲なんです。古い歴史の中で、議会の部分を削減しよう。いや改善しようというのはなかなかできそうので

きない部分がありまして、それは、全道、全国的な傾向でございます。そういう中であって、我が町については、議会改革を本当に推進していて、先般の洞爺でありました研修会でも、道の議長の勢旗局長さんが、実は講演をしておりました。たまたま懇親会のときにですね、いつもお世話になっているものからお礼に上がったんですが、講演の中で議会改革という話が出ていましたけれども、あえて地元なものですから、白老町はこうやっているよという話はできなかつた。他の町で結構講演を頼まれて行くのですが、この管内以外での講演では、白老町の町の名前を出して講演をしてきていると。だから、今回は地元なのであえて出しませんけれども、白老町の改革を推進しているという状況については、他の町では使わせていただいていますと、こんな話を実はしておりました。

そんなことで、うちの場合ですと、他の町から比較しますとそういう改革という部分では、非常に議員の皆さんも考えとか意見とかそういうものが出されて、積極的な議論がされて、まだまだたくさんあるのでしょうけれども、言ってみればどちらかという先進地的な位置付けがされているというような状況にあるのかなというふうに思っております。

長々となりましたけれども、個々にではございませんでしたけれども、大体流れの中ではこういう状況にあるということをお話ししたいということでお話しをさせていただきました。以上でございます。

委員長（小西秀延君） それでは、質疑があれば挙手をお願いいたします。はい、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 今、局長のほうからいろいろ説明がありましたけれども、これは議運でもやっていることだと思うのですが、マイナス3%シーリングということで、私たち議会の予算の中でのことですので、これ見ていまして、視察等もこの間森田村の議員さんとお話ししたら、視察は国内視察もやっていないという話を聞いたんですね。そういうことで、彼等はもちろん凍結も何もありませんというお話しがあったんですが、視察は私は必要なものだととらえていますので、議会広報特別委員会というのは4年間持続してやっていくわけですが、そのうちの最初に2年間で、少しでも勉強して広報に生かそうということで、東京のほうへ研修に行っていますけれども、2回目、3回目という広報の方もいらっしゃるんですね。1回行っていると、2回目は新しい広報委員になった方が行けば、それですまないのかなと、ちょっと考えたんですけれども、行く必要があるということであれば行ってもいいと思うんですけれども、2回目、3回目になるとね、どうなんだろうかとちょっと思ったものですから、その点をちょっと。

委員長（小西秀延君） はい、山崎局長

議会事務局長（山崎宏一君） 私も、同感でございます。ただですね、実態としてというか、結果としてなんですけれども、いままで特別委員会4年のうち、毎年7名なら7名の委員さんを4年間で派遣しようということだったので、4年目の人はもう委員の任期が終わりなんですよね。それで、ここ3~4年でしょうか。前から前期の1~2年目で7名を一挙に4名、3名とか。前期の2年間研修に送り出そうと。東京なんですけれども、そこで得た知識というのでしょうか、評価というのでしょうか、そういうものを早く先取りして、我が町の特別委員会で生かそうと、こんなことで、実はやっておりました。それで、たまたまなんですけれども、前回、前々回の改選によりまして、かなりの議員さんが新しい議員さんに入れ替えがあったというようなこともあったりして、それがこの特別委員会の委員さんに就任されて、たまたまそういう方が多かったものですから、あまり疑問もなくですね、前回も当初3名、今年も2名やっていたんですよね。そんなことからいって、今お話しあったことをちょっと考えてみると、予算

だとかという部分も含めてですね、長く議員さん、広報特別委員会の委員さんになられた方は、前にも行った部分があるかもしれませんが、実務としてかなりやってきている部分があればですね、あえて東京まで行かなくてもよろしいかなというふうな判断もされますので、実はまだ今の委員さんでいていない方が2名ほどいるんです。そんなことの意味があれば、加味しなければならない部分だというふうに判断しますので、予算もさることながら、そういうふうな携わった経験があるということ踏まえて、派遣をしないということの考えにもなるのかなというふうにも思っています。

委員長（小西秀延君） はい、吉田和子委員。

委員（吉田和子君） 全国の研修会も踏まえて、北海道地方議会人かなにかにも、優秀なところの広報だと載りますのでね、1回勉強会へ行くと、その変化というのはある程度見て分かってきますのでね、そういう部分では1回行った方は良いのではないかと感じます。

もう1点なんですが、全道の女性議員総会というのがあるんですね。これは、私はずっと先輩議員がそういう機会を作ってくれるということ、場を作っていたいていましたので参加していましたが、50回を過ぎまして、女性議員もかなり増えてきているということで、前は本当に北海道に何人かしかいないということで、女性議員の研修が必要ではないかということだったのですが、反対に今、本当に必要なのだろうかという議論が出てきているんですね。

当然、これ私も分からなかったのですが、この方式というのは、女性議員が当選したら当然その中に加わるという形で、いろんな方式が取られているものですから、各市町村全部、対応が違うんですね。私たちが議会から、交通費・宿泊費全部いただいて行っていますけれども、個人負担で参加の方もかなり多いんです。そういうことで、全道くまなくあちこと廻りますので、負担になっている方で、出る方がすごく少なくなってきたんですね。内容的にもちょっと、今度には行かないというふうに決めているのですけれど。内容的に見ても納得行かないところが出てきているものですから、あと二人の女性議員はどう考えるか分かりませんが、必要性、それからこれだけいろんな勉強する機会が出てきている。そして、男女共同参画でね、男性・女性ということとはなくなってきていると、そういうことを踏まえると、女性議員だけあえてやる必要があるかどうかということ。それから会の持ち方が、ひとつ納得できないというのは、個人的に出した人の女性議員総会で意見書を出すのです。それで意見を言ったりして、文章を変えたりいろんなことをしながらやるのですけれども、全員の賛成がないと提出できないということなんですよ。やっぱり、超党派でやっていますけれども、それぞれの党の考え方があったりだとか、個々の考え方があって、一人でも反対するとボツになるんですよ。それでいて、過半数が参加しないものですから、保留になっちゃうんですよ。ここ2~3回保留になっているんですよ。

今度、各全道に案内を出しても参加の返事がこない。1カ所1カ所確認する。だから、議員になった人は自分が全道議員の女性議員の会に入っていると思っていけませんから、案内がきても出るも出ないもないのですけれども、それを全人数を対象にしてことを運ぼうとするから、運営がおかしくなっている。じゃ、入りたい人だけ募ったらどうですかといったら、幅が狭められるとか、本当に意見がなかなか統一できないというのが、現状として出てきているんですね。

そういうことを踏まえていくと、これも遠いところへ行くと結構な金額もかかりますし、他の2人の女性議員はどういうふうに考えているか分かりませんが、今年函館で、初めての議員さんが2人だっ

たので、私も一緒に参加したのですけれども、私は必要性はあまり感じていないし、もし行くのであれば個々にということになってくるのかなと。特別女性議員だけ別にということにはならないのではないかと。だからそういうことで、個人負担で出る方が多くなってきているのではないかなというのもありますので、その点も踏まえて今後検討していくときが来たなというふうに思いましたので、意見としてこういうことも踏まえて皆さんに検討していただければと思います。

委員長（小西秀延君） はい、山崎局長

議会事務局長（山崎宏一君） 今の関係なんですけれども、実はこれ大分前からの古い会なんですね。ですけれども、白老町は積極的に女性議員を派遣しようということで、記憶なんですけど4～5年前くらいか、もうちょっと前から、公費で派遣しようということで派遣していたんですね。今も公費で派遣しております。当時は良しとして、もちろん議運にもかけておりましたけれども、そのあと他町なども、「個人で行っているよ」個人だから行っても行かなくてもいいんだ」そういう形でやっていたんですが、近年、他の町なども公費でやるのが適当だろうという考え方が、だんだん大きくなってきて、管内では今は結構公費でやっているところが多いようなんですね。全道は分かりませんが。

そういう中で、今吉田委員のお話しの通り、会議の内容だとか、また懇親会等も当然ありますので、そういうものも含めて公費でということを出しておりますが、今回3名の議員さん方が行っておりまして、実は昨年くらいから、この必要性、議員として出る必要性だとか、果たして公費での必要性があるだろうかという声も聞かせていただいております。今回も、3名から復命いただいておりますけれども、その中でも、研修ですし交流会もあるので、出るのであれば個人の判断で、私費で行くべきではないのかと。そういう声は実は大きく上がってきておりまして、これも、先般、その状況を議長と副議長にお話しさせていただきました。

これについては、判断というのはありますけれども、議会の派遣承認を受けて行っているのですよ。先般、議長と副議長と話した中では、これも今までやってきた経過があるものですから、議運に投げかけてそこでの意見も聞いてみようかということで、議長と副議長のほうからアドバイスをいただいておりますので、来年ですからもまだ時間がありますので、早ければ12月くらいの議運に状況をお話しして、議会としてどう対応するのが良いのかということで検討していきたいなというふうに思います。

委員長（小西秀延君） 他にございますか。斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 私もひとつ。今の話しの中で、議会改革というのが一番大事なことだろうと、長い間の慣習をどんなふうに改善していかなければならないかと、大きな課題を背負っているわけだし、白老が良い、良いといわれながらも、まだまだしなければならぬことを一杯抱えているのだろうと。そういう意味では、議員がやっぱりどこかの場で研修して、少しでも利口になっていける場というのが必要だと思うのだけれど、別な観点からいうと事務局の職員の研修はどうなっているのかなというところもひとつ思うのですよ。いろいろと日常的なものを見ていると、議会が難しくなればなるほど法的な問題、あるいは慣例だとかなんだとか、法解釈の問題もそうでしょうけれども、いろいろなものを勉強して身に付けなければならぬわけだし、あるいは良かれと思ってやっていたことも議会改革という目で見ると、別な感覚もあると、そういうものをどんどん自分たちで吸収しながら、議会の中にかえしていくというような、そういうものも持つのではないかなという感じがするものですから、そういう職員の方々の、研修派

遣の保証というのはどこにあるのかなと思っているんですよね。やっぱりそれなりの予算をきちんとつけて、そういう場を保障するべきではないのかなと思うのですが、その辺りどうなっているのか私わからないものですから、見解を教えてください。

委員長（小西秀延君） はい、山崎局長

議会事務局長（山崎宏一君） 確立されている部分をお話ししますと、上部団体の、例えば北海道の議会議長会、全国の議会議長会、こういう部分での確立という意味でしょうか。

それではですね、札幌ではですね、年に2回ほど職員、局長を含めてあります。それと、胆振管内では、職員のやつがですね、事務局長、職員含めて2回ございます。あくまでも管内のものは任意でございまして、議会事務職員会というのを管内では任意で設置しておりまして、そこで局長と事務職員の研修をしていると。研修というのはそれぞれの団体によって違いますけれども、それと、東京で実は1回あります。これは毎年ということではなくて、札幌と管内は毎年なんですね、東京は全国から集まるものですから、実態としては胆振管内から1年間3名ですよというふうに割り当てされているんですよ。ですから11町村の中で1年間で3名ずつ割り当てがあるんですね。だから、3年から4年に1回は白老町の研修の機会が巡ってくる。廻ってくると。たまたま今年は白老町は該当していませんが、来年はたまたま東京の研修に白老町の番ですよというのが廻ってくる予定なんです。

そんなことで、札幌2回、東京1回、管内で任意で2回ほど実施しているという、研修としてはその程度でございます。私方も思うのは、斎藤副委員長がおっしゃるように日常的に議会運営上いろんなことが展開されますので、やはり日ごろから一口で言いますと勉強というのでしょうか、必ずしもそういう機関がやっている部分と、自らしなければならぬという、当然こういう部分がありますので、極力私どもも時間が許すのであれば、先ほどの本ではありませんけれども、本を開いてみているんな場面の考えられることの議会運営上、こういう場合はどうすることが適当なのかということなんかもですね、やっているつもりではありますけれども、まだまだ勉強不足の面もございます。そんなことで、たまたま4人しか職員がおりませんので、いろんな事案事案のあったときの解決方法だとか、そういうものもやって、反省点などもありますから、共通認識できるように、係は2係、議事係と総務係というのがありますけれども、うちの場合はその係を度外視して、グループといいましょうか。そんなことで全部合議制をとっております。広く浅くという部分も含めてやっておりますし、当然今おっしゃったように、日常から職員の資質も含めてなんですけれども、高めていかなければならないというのは強く意識はしておりますので、なるべく議員さんのいろんな、また委員会の、議会の、その時々のお出来事にスムーズに答えられるようにはしたいというふうには思っておりますけれども、なかなか思いつかない部分のことがあったり、即対応できない、そんなときは道の議長会などのご指導をいただいてというふうにしておりますけれども、努力はしなければならぬと思っております。

委員長（小西秀延君） はい、斎藤副委員長。

副委員長（斎藤征信君） 基本になる部分は、自己研修だという、そのことは基本だろうと思います。だからそれを日常積み重ねられていることは理解するのですが、今言われた団体が保障している研修のほかに、独自研修、白老の中で派遣したり、行ってもらったり、そういうようなことが必要ないかどうか。私が一番聞きたいのは、予算の中に旅費だとか、そういうものが保証されているかどうかということなん

ですよね。多分ないのではないかと思いますけれどもね。そういうことをきちんと位置付けることが必要じゃないかと。やっぱり白老独自で行ってもらうとか、必要があって出かけてもらうとか。そういうことが必要じゃないかという気がするのですけれどもいかがなものですか。

委員長（小西秀延君） はい、山崎局長。

議会事務局長（山崎宏一君） 保障されていないとは、ちょっといえないと思います。ある程度この分については、議会だからというのではなくて、職員の資質を含めて研修の機会を与えていただいておりますので、予算は確保されているというふうに認識しております。ですから、独自でなにかということになればもちろんその分は計上して認めてもらう格好になると思いますけれども、今のところ、さっき言ったようなことでの研修を主としているものですから、独自でというのは今のところそこまでいなくてもある程度、上部団体の研修やら、また自らする部分で、これ上を見ても切りがありませんけれども、する段階で保証という言葉がいいかどうか分かりませんが、容易に予算を見ていただいているということで判断しております。

委員長（小西秀延君） 他、ございますか。なければ、議会事務局の審査を終了いたします。

本日の委員会はこれにて終了といたします。お苦勞様でした。

（閉 会 午後 4 時 3 7 分）